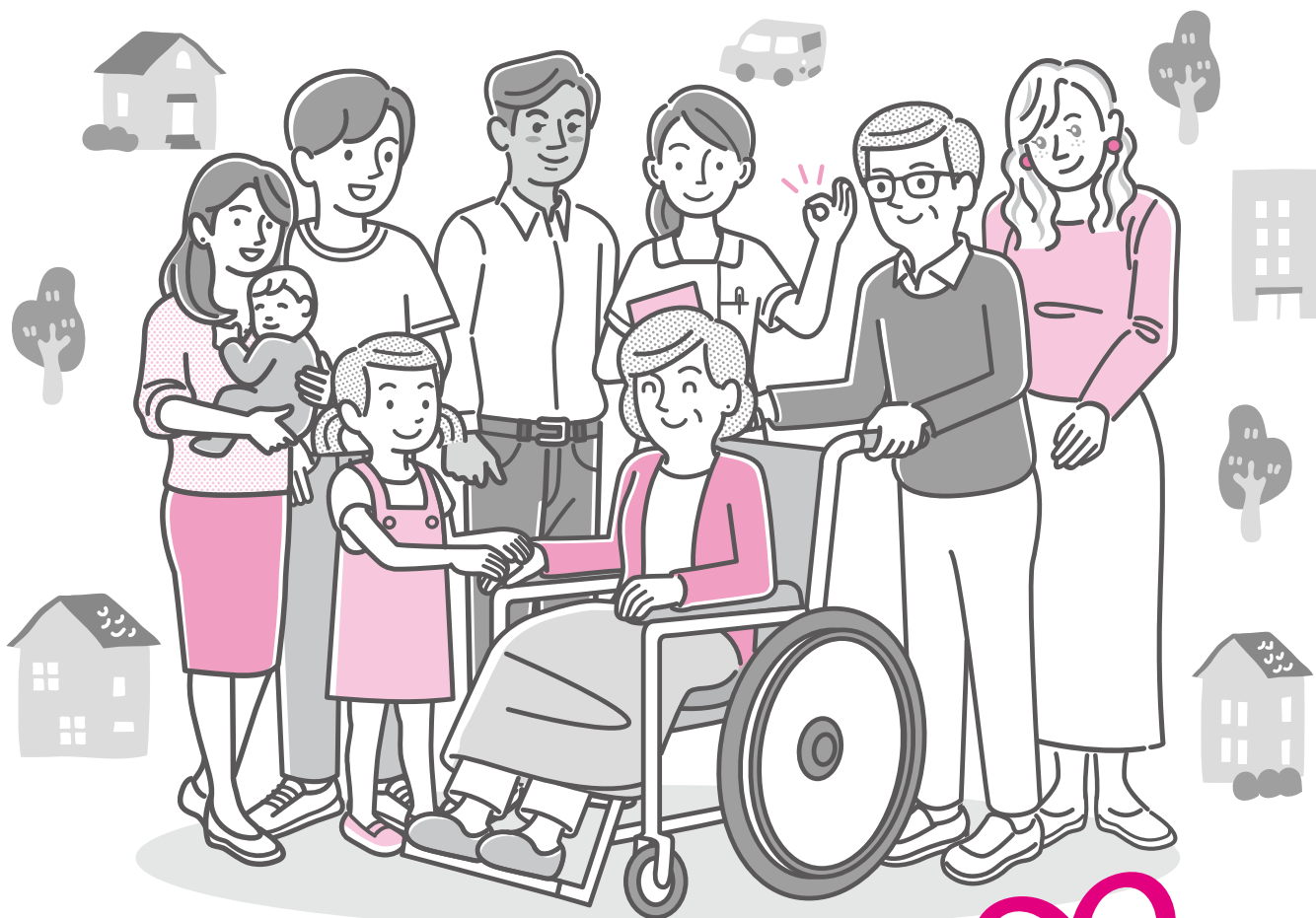


令和7年度版

能美市 安心のてびき

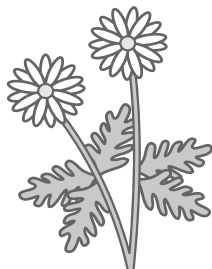


のみし
能美市

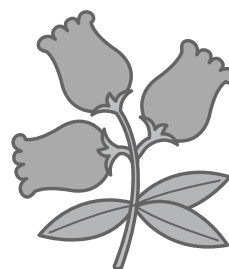
したいこと、能美市だったら叶うかも



この冊子は、
能美市及び県・国等において
実施している保健・福祉サービス
並びに各種保険制度について
その概要をまとめたものです。



各サービス等の
内容については、
制度改正により
変更になる場合がありますので
ご注意ください。



- ライフステージにおいて利用できるサービス一覧… 巻頭 1
- 個人番号の確認について …… 表 1
- 能美市相談窓口一覧 …… 表 2
- インクルーシブ施設一覧 …… 表 4

1 子育て支援

【児童福祉サービス】

① 保育サービス

- 1 認定こども園 …… P1
- 2 通常保育 …… P1
- 3 休日保育 …… P1
- 4 延長保育 …… P1
- 5 病後児保育 …… P1
- 6 病児保育 …… P2
- 7 保育料等 …… P2
- 8 一時保育 …… P2
- 9 マイ保育園登録事業 …… P2

② 子育て支援サービス

- 1 児童館一覧 …… P3
- 2 放課後児童クラブ …… P3
- 3 ファミリー・サポート・センター事業 …… P4
- 4 子育て支援センター …… P4
- 5 こども相談ステーション …… P4
- 6 育児・健康相談アプリ「HELPO」 …… P4
- 7 児童手当 …… P5
- 8 妊産婦医療費助成 …… P6
- 9 乳幼児・児童医療費助成 …… P6
- 10 未熟児養育医療給付金 …… P7
- 11 子宝支援給与金(不妊治療費助成)(不育症治療費助成) …… P7
- 12 子育て短期支援事業(ショートステイ) …… P8

【ひとり親家庭福祉サービス】

① 手当・医療助成

- 1 児童扶養手当 …… P9
- 2 ひとり親家庭等医療費助成 …… P11

② 就労・生活支援制度

- 1 高等職業訓練促進給付金支給 …… P12
- 2 自立支援教育訓練給付金支給 …… P12

③ 貸付制度など

- 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 …… P13
- 2 交通遺児等育成資金貸付 …… P13
- 3 交通災害等遺児すこやか資金 …… P13
- 4 その他 …… P13

2 介護・福祉

【高齢者福祉サービス】

高齢者福祉サービス

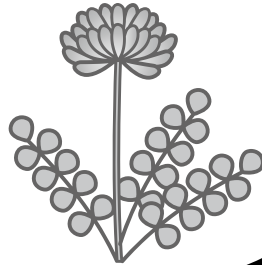
- 1 在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業 …… P15
- 2 介護用品購入助成事業 …… P15
- 3 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 …… P15
- 4 訪問理美容サービス事業 …… P15
- 5 日常生活用具等貸与事業 …… P15
- 6 緊急通報システム設置事業 …… P16
- 7 入浴サービス事業 …… P16
- 8 公衆浴場入浴サービス事業 …… P16
- 9 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 …… P17
- 10 元気高齢者報奨事業 …… P17
- 11 高齢者ちょこっとお助け隊事業 …… P17
- 12 老人福祉センター …… P18
- 13 徘徊高齢者(障害者)等家族支援サービス事業 …… P18
- 14 配食サービス事業 …… P18
- 15 認知症高齢者見守りSOSネットワーク事業 …… P18
- 16 特例短期入所サービス利用支援事業 …… P18
- 17 高齢者向けの住まい …… P19

【介護保険制度】

介護保険制度・サービス

- 1 介護保険制度について …… P20
- 2 介護保険サービスの内容 …… P21
- 3 費用の支払い …… P25
- 4 地域支援事業 …… P25
- 5 傾聴ボランティア・地域福祉委員会活動推進 …… P27
- 6 介護保険サービス利用者の負担軽減 …… P28
- 7 介護保険料について …… P30

サービスを利用したり、
また内容について
さらに詳しく知りたい場合は、
各関係機関に気軽に
お問い合わせください。



【障がい者福祉サービス】

障がい者（児）福祉サービス概要一覧 …… P33

① 各種障害者手帳について …… P34

② 生活支援・社会参加促進サービス

1 障害福祉サービス・地域生活支援事業 …… P35

2 日常生活用具給付等事業 …… P40

3 補装具の給付 …… P44

4 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業 …… P44

5 福祉タクシー利用助成事業 …… P44

6 福祉移送サービス（外出支援サービス）……（P97参照）

7 介護用品購入助成事業 ……（P15参照）

8 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 ……（P15参照）

9 訪問理美容サービス事業 ……（P15参照）

10 徘徊高齢者（障害者）等家族支援サービス事業 ……（P18参照）

11 配食サービス事業 ……（P18参照）

12 緊急通報システム設置事業 ……（P16参照）

13 身体障害者介助用自動車改造費助成事業 …… P45

14 自動車運転免許取得費助成事業 …… P45

15 自動車改造費助成（本人運転）事業 …… P45

16 地域生活支援拠点等整備事業 …… P46

17 入浴サービス事業 ……（P16参照）

18 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 ……（P17参照）

19 手話通話者・要約筆記者派遣事業 …… P46

20 障害者等権利擁護推進事業 …… P46

21 ヘルプカード・ヘルプマーク …… P46

③ 医療費助成

1 心身障害者（児）医療費助成事業 …… P47

2 更生医療（自立支援医療） …… P47

3 育成医療（自立支援医療） …… P48

4 精神障害者通院医療費公費負担（自立支援医療） …… P49

◎ 自己負担助成制度 …… P49

5 指定難病医療費（特定医療費）助成制度 …… P50

◎ 指定難病医療費自己負担金助成事業 …… P50

④ 手当・年金など

1 障害基礎年金 …… P51

2 障害厚生年金 …… P51

3 特別障害者手当 …… P51

4 障害児福祉手当 …… P52

5 特別児童扶養手当 …… P53

6 心身障害児扶養手当 …… P53

7 心身障害者（児）扶養共済制度（掛金助成制度含む） P53

◎ 心身障害者（児）扶養共済制度掛金助成制度 …… P53

8 医療的ケア児サポート事業 …… P53

9 医療的ケア児レスパイト支援事業 …… P53

⑤ 税の優遇制度

1 所得税、住民税の障害者控除 …… P54

2 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割） …… P54

3 その他の税 …… P56

⑥ 各種割引等

1 JR 旅客（鉄道）運賃 …… P56

2 IR いしかわ鉄道（株）旅客運賃 …… P56

3 のと鉄道（株）旅客運賃 …… P56

4 北陸鉄道（株）旅客運賃 …… P56

5 乗合バス旅客運賃 …… P56

6 タクシー運賃 …… P56

7 航空運賃 …… P56

8 有料道路通行料金割引 …… P57

9 NHK 放送受信料減免 …… P57

10 NTT 番号案内料免除 …… P58

11 盲人用点字小包の無料配達 …… P58

12 携帯電話割引サービス …… P58

13 指定宿泊施設利用助成 …… P58

14 県有施設の障害者割引 …… P59

15 郵便による不在者投票 …… P59

16 駐車禁止除外 …… P59

17 いしかわ支え合い駐車場制度 …… P60

⑦ 教室・相談事業

1 視覚障害者生活訓練事業 …… P61

2 相談支援事業 …… P61

3 身体障害者相談員・知的障害者相談員 …… P61

【その他の福祉制度】

① 生活保護制度・関連する制度

- 1 生活保護制度 P62
- 2 生活困窮者自立相談支援事業 P63
- 3 ひきこもり支援ステーション事業 P63
- 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 P63
- 5 社会参加サポート事業 P63
- 6 権利擁護推進事業 P64
- 7 無料・低額診療事業 P64

② 能美市がん患者補正具等購入費助成事業 P64

③ 民生委員・児童委員 P65

④ 高齢者の就労(シルバー人材センター) P66

3 保険・年金

【国民年金】

① 国民年金の加入と手続き

- 1 加入者について P67
- 2 手続きについて P67
(保険年金課、寺井・根上サービスセンターで手続き)

② 国民年金の給付の種類 P68

③ 国民年金保険料について

- 1 国民年金保険料の額 P69
- 2 保険料の免除・猶予制度について P69
- 3 保険料の追納について P71

【国民健康保険・後期高齢者医療制度】

① 国民健康保険

- 1 医療保険のしくみ P72
- 2 国民健康保険の加入者 P72
- 3 療養費の給付 P73
- 4 入院時の食費負担 P73
- 5 高額療養費の支給 P73
- 6 高額介護合算療養費 P74
- 7 その他の給付 P74

② 高齢受給者(70歳から74歳まで)の医療

- 1 高齢受給者の一部負担金 P75
- 2 高齢受給者の自己負担限度額 P75

③ 保健事業 P76

④ 国民健康保険税

- 1 保険料の額 P77
- 2 軽減制度 P77
- 3 保険税の納付 P77

⑤ 後期高齢者医療制度

- 1 保険料の額 P78
- 2 自己負担割合 P79
- 3 軽減制度 P80
- 4 医療の給付 P80
- 5 高額療養費 P80
- 6 入院時の食費負担 P80

4 健康・保健

【保健事業】

① 検(健)診事業

- 1 健康診査・がん検診 P81
- 2 人間ドック・脳ドック P82
- 3 全身がん検査(DWIBS・PET 検査)費用助成 P82

② 教室・その他の事業

- 1 健康教室および相談 P83
- 2 健康づくり P83
- 3 たばこ対策 P83
- 4 糖尿病性腎症重症化予防対策 P83

③ 母子保健事業

- 1 妊娠したとき P84
- 2 赤ちゃんが生まれてから P85
- 3 子育てアプリ「はぐはぐ」 P85

④ 予防接種事業

- 予防接種一覧 P86

⑤ 予防接種費用助成事業 P87

市立病院

① 市立病院

- 1 外来診療科 P89
- 2 入院設備 P90
- 3 利用のご案内 P90
- 4 地域医療推進センターの各種サービス P91

② 介護老人保健施設「はまなすの丘」

- 1 施設の概要 P92
- 2 利用者負担 P93

社会福祉協議会

① ふれあい活動、見守り・支え合い事業の開催や活動支援

- 1 見守りネットワークの構築推進 P95
- 2 ふれあい弁当事業 P95
- 3 ほっとあんしんサロン P95
- 4 親子サロンとママ友相談の開催(子育て支援) P96
- 5 いきいきサロン等への活動支援 P96
- 6 閉じこもり予防ミニデイサービス「はがらか会」への活動支援 P96
- 7 のみ社会福祉法人連絡会 P96
- 8 ふれあい福祉事業の開催 P96

② 在宅生活支援事業

在宅生活支援サービス

- 1 福祉移送サービス(外出支援サービス) P97
- 2 傾聴ボランティア派遣・活動支援 P97
- 3 たすけあいサポーター派遣事業・「えがお会」活動支援 P97
- 4 生活支援基盤体制の構築推進 P97
- 5 福耳ネットの開催(難聴者活動支援) P97
- 6 ぬくもりサロンの開催(視覚障害者活動支援) P97

③ ボランティアセンター

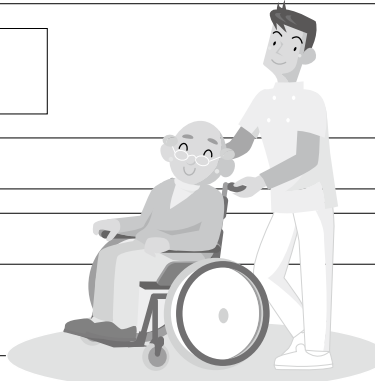
- 1 ボランティア登録・ニーズ受付・相談・斡旋・保険加入 P98
- 2 ボランティア講座開催 P98
- 3 ボランティアグループの活動支援(助成金交付) P98
- 4 福祉協力校活動支援(助成金交付) P98
- 5 ボランティア連絡協議会活動支援(助成金交付) P98
- 6 能美市民ボランティアフェスティバル開催 P98
- 7 ボランティア器材の貸出し P98
- 8 ボランティア情報発信 P98
- 9 災害ボランティアセンター体制整備 P99
- 10 能美市民防災ネットワークへの活動支援 P99

④ ぐらしサポートセンターのみ

- 1 生活困窮者自立相談支援事業(家計改善相談含む) P99
- 2 福祉サービス利用援助事業 P99
- 3 心配ごと相談 P100
- 4 弁護士・行政書士・司法書士の無料専門相談事業 P100
- 5 生活福祉資金等貸付事業 P100
- 6 成年後見利用促進事業 P100

⑤ 能美市寺井あんしん相談センター P102

各ライフステージにおいて利用できるサービス一覧

乳幼児期（0歳～就学前）		学齢期（6歳～15歳）		青年期（16歳～19歳）		成人期（20歳～64歳）		高齢期（65歳以上）	
健康 保健	赤ちゃんが生まれてから（P.85） 新生児訪問・乳幼児健診・相談事業				健康診査・がん検診（P.81）		人間ドック・脳ドック費用助成事業（P.82）		
	健康教室及び相談・健康づくり（P.83）								
	予防接種事業（乳幼児・児童・生徒）・予防接種費用助成事業（P.86～88）				妊娠したとき（P.84） 母子手帳交付等・妊産婦健康診査 出産子育て応援事業		予防接種事業（高齢者）（P.87）		
医 療	未熟児養育 医療給付金（P.7）				妊産婦医療費助成（P.6）		子宝支援給与金（P.7）		
	乳幼児・児童医療費助成（P.6）・ひとり親家庭等医療費助成（P.11）								
	医療費助成【心身障害者（児）医療費助成事業・更生医療・育成医療・精神障害者通院医療費公費負担・精神障害者入院医療費助成事業・指定難病医療費負担金助成事業】（P.47～50）								
日中活動支援	子育て支援サービス（P.3～4） 児童館・ファミリーサポートセンター事業・子育て支援センター・こども相談ステーション				ひきこもり支援（P.63） 居場所づくり事業・当事者会・家族会開催事業・社会参加サポート事業				
	保育サービス（P.1～2） 認定こども園・休日・延長保育 乳児保育・病後児保育・病児保育・一時保育 マイ保育園登録事業・保育料	放課後児童クラブ（P.3）			障害福祉サービス【自立訓練・就労移行支援・就労継続支援】（P.36）		地域支援事業（P.24～26）		
	障害児通所サービス 【児童発達支援・保育所等訪問支援】（P.36）	障害児通所サービス【放課後等デイサービス】（P.36）							
介護・生活支援	障害児福祉サービス【居宅介護・短期入所】・地域生活支援事業（P.35～37）				障害福祉サービス【行動援護・同行援護・生活介護・短期入所】・地域生活支援事業（P.35～37）				
	子育て短期支援事業（ショートステイ）（P.8）				介護保険サービス（P.20～24） 在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業（P.15） 特例短期入所サービス利用支援事業（P.18）				
	各種障害者手帳について（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）（P.34）								
住まいの支援	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業（P.44）				障害福祉サービス【居宅介護・重度訪問介護】（P.35）				
	介護用品購入助成事業・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業・訪問理美容サービス事業・徘徊高齢者（障害者）等家族支援サービス事業・日常生活用具等貸与事業・入浴サービス事業・公衆浴場入浴サービス事業・在宅支援型住宅リフォーム推進事業 日常生活用具・補装具の給付・福祉タクシー利用助成事業・手話通訳者・要約筆記者派遣事業・声の広報（P.40～46）				緊急通報システム設置事業（P.16） 配食サービス事業（P.18） 身体障害者介助用自動車改造費助成事業・自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成（本人運転）事業 障害者等権利擁護推進事業・障害者地域生活移行支援事業（P.45～46）		・日常生活用具等貸与事業・高齢者ちょこっとお助け事業・ 認知症見守りSOSネットワーク事業（P.15、17～18） ・日常生活用具給付等事業（P.40～43）		
	ひとり親家庭福祉サービス：就労・生活支援制度（P.12）						障害者施設入所支援・障害者グループホーム・療養介護（P.35～37）		
経済的支援	生活保護制度・関連する制度【生活困窮者自立支援事業・無料、低額診療】（P.62～64）						高齢者向けの住まい（P.19）		
	ひとり親家庭福祉サービス：児童扶養手当・貸付制度など（P.12～13）						高齢者グループホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等（P.23～24）		
	児童手当（P.5）								
障害児福祉手当・特別児童扶養手当・心身障害児扶養手当（P.52～53）・医療的ケア児サポート事業（P.53）				障害基礎年金・障害厚生年金・特別障害者手当（P.51～52）					
心身障害者（児）扶養共済制度（P.53）									

個人番号の確認について

サービスを利用される際、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称・番号法）の規定に基づいて、手続きに個人番号（通称・マイナンバー）の記載が必要になる場合があります。

申請者本人が窓口に来られる場合・代理人（ご家族等）が窓口に来られる場合で必要書類が異なります。本誌の申請方法に「※**個人番号の記載が必要になります。**」と記載がある場合は、下記のものをお持ちになって、窓口へお越しください。

対象者本人が来られる場合	代理人が来られる場合
・ 本人のマイナンバーカード もしくは個人番号通知書 ・ 本人の写真付身分証明書類※ （運転免許証、パスポート等）	・ 対象者本人のマイナンバーカード もしくは個人番号通知書（写し可） ・ 代理人の写真付身分証明書類 （運転免許証、パスポート等） 代理権確認書類として ・ 受給者の保険証（原本） ・ 法定代理人の場合は戸籍謄本 ・ 任意代理人の場合は委任状

※対象者本人がマイナンバーカードを持って来られる場合は、身分証明書類は不要です。

【児童手当】

- ☐ 受給者と配偶者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、個人番号通知書等）
 ※個人番号通知書の場合、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）。
- ☐ …代理人（受給者以外の方）が手続きをされる場合
- ① 受給者本人の健康保険証（原本）
 - ② 委任状（任意代理人）、
 - ③ 戸籍謄本（法定代理人）、
- ①～③のうち1つと、代理人の方の顔写真付きの本人確認書類。

能美市相談窓口一覧

対象者	相談内容	連絡先
母子・成人・精神保健	妊産婦・乳幼児の健康、予防接種、特定健診の結果、がんの治療と仕事の両立支援の相談、アルコールの問題等の相談	TEL.58-2235 FAX.58-6897 健康推進課
こども・保護者	こども・子育て・発達の相談・ヤングケアラー・医療的ケア児	TEL.58-1420 FAX.58-6897 こども相談ステーション
	乳幼児期の子育てに関する相談	TEL.58-8200 FAX.58-8500 子育て支援センター
	認定こども園、放課後児童クラブ、ひとり親家庭の相談	TEL.58-2232 FAX.58-2293 子育て支援課
	不登校・いじめ・その他教育に関係することの相談	TEL.58-1420 FAX.58-6897 こども相談ステーション TEL.58-7867 FAX.58-7866 教育センター
児童虐待 D V	児童虐待・DVについての相談	TEL.58-1420 FAX.58-6897 こども相談ステーション
高齢者	65歳以上の方の健康相談、物忘れ相談、介護相談、高齢者虐待等についての相談	※1 根上地区 TEL.55-5626 FAX.55-5627 根上あんしん相談センター 寺井地区 TEL.58-6117 FAX.58-6733 寺井あんしん相談センター 辰口地区 TEL.51-7771 FAX.51-7783 辰口あんしん相談センター
	認知症や様々な障がいなどの理由でお金の管理や契約が困難な方の「成年後見制度」の利用についての相談	TEL.58-6603 FAX.58-6250 社会福祉協議会 くらしサポートセンターのみ
障がいのある人	身体・知的・精神障がい者の相談	各地区あんしん相談センター (※1に記載)
	障がいのあるこども等についての相談	TEL.58-1420 FAX.58-6897 こども相談ステーション
	各種障がい者・障がい児制度についての相談	TEL.58-2230 FAX.58-2294 福祉課
	障がい者福祉サービスについての相談	TEL.58-2233 FAX.58-2292 いきいき共生課
	障がい者虐待についての相談	TEL.080-2147-9808 能美市障害者基幹相談支援センター TEL.58-2233 FAX.58-2292 能美市障害者虐待防止センター (いきいき共生課内) TEL.58-2230 FAX.58-2294 福祉課
	知的障がいや精神障がいなどの理由でお金の管理や契約が困難な方の「成年後見制度」の利用についての相談	TEL.58-6603 FAX.58-6250 社会福祉協議会 くらしサポートセンターのみ
生活困窮	失業や仕事の減少等により生活に困窮している人や日常的な金銭管理、住まいに関する困りごと等についての相談支援	TEL.58-6603 FAX.58-6250 社会福祉協議会 くらしサポートセンターのみ
	生活保護についての相談	TEL.58-2230 FAX.58-2294 福祉課
ひきこもり	ひきこもり・とじこもり等により社会的に孤立している人に対しての生活全般に関する相談支援	各地区あんしん相談センター (※1に記載)
	ひきこもり等により社会的に孤立している人の居場所に関する相談	TEL.070-8800-0005 FAX.58-5499 のみワークポートりんく Port
医療保険相談 年金相談	国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金等の相談	TEL.58-2236 FAX.58-2293 保険年金課
	年金についての相談	TEL.24-1791 FAX.22-3933 小松年金事務所

能美市相談事業一覧

相談事業	相談内容	開催日	連絡先
石川県こころの相談ダイヤル	こころの悩みを抱える方に対するワンストップ電話相談 (24時間365日対応)	精神保健福祉士、保健師、看護師、心理士等の専門職が対応 *相談料無料(通話料がかかります)	TEL.076-237-2700 ※平日夜間(17時～翌日9時)、休日(土日・祝日0時～24時)は以下におかけください。 TEL.0570-783-780
精神科医師によるこころの相談 【要予約】	こころの悩みを抱える方の相談 (一人およそ60分)	【開催】 精神科医師 隔月実施 (「広報のみ」をご覧ください) 【時間】 15時～17時 【場所】 健康推進課 1階	TEL.58-2235 FAX.58-6897 健康推進課
臨床心理士によるこころの相談 【要予約】		【開催】 臨床心理士 毎月1回 (「広報のみ」をご覧ください) 【時間】 10時～14時 【場所】 健康推進課 1階	
高齢者こころの相談 【要予約】	在宅の認知症高齢者等を抱える家族の悩み・介護方法等の相談 (一人およそ60分)	【開催】 精神科医師 毎月1回 (「広報のみ」をご覧ください) 【時間】 9時30分～11時30分 【場所】 能美市ふれあいプラザ又はご自宅	各地区 あんしん相談センター (※1に記載)
専門職によるひきこもりの相談 【要予約】	ひきこもりでお悩みの家族・本人の相談	【開催】 月～金曜日 【時間】 9時～17時15分 (相談時間は、相談者と調整) 【場所】 能美市生活支援ハウス2階	TEL.58-2233 FAX.58-2292 いきいき共生課
ひきこもりがちな人の居場所	ひきこもり等により社会的に孤立している人の居場所に関する相談	【開催】 毎週金曜日・土曜日 【時間】 9時～16時 【場所】 能美市生活支援ハウス1階	TEL.070-8800-0005 FAX.58-5499 のみワークポートりんく Port
消費生活相談	契約などのトラブルの相談窓口	【開催】 月～金曜日 【時間】 10時～17時 【場所】 能美市役所1階 消費生活センター	TEL.58-2248 FAX.58-2120 消費生活センター
弁護士無料法律相談 【要予約】	弁護士の面接法律相談 (一人およそ30分)	【開催】 月3回 (「広報のみ」をご覧ください) 【時間】 13時30分～15時30分	TEL.58-6603 FAX.58-6250 社会福祉協議会 くらしサポートセンターのみ
行政書士無料相談 【要予約】	行政書士の面接相談 (一人およそ30分)	【開催】 月1回 (「広報のみ」をご覧ください) 【時間】 13時30分～15時30分	
心配ごと相談 行政相談	民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員が日常生活上の相談に応じます	【開催】 根上窓口センター 毎月25日 ふれあいプラザ 毎月 5日 辰口福祉会館 毎月15日 (「広報のみ」をご覧ください) 【時間】 13時30分～15時30分	TEL.58-6603 FAX.58-6250 社会福祉協議会 くらしサポートセンターのみ
多重債務無料法律相談 【要予約】	弁護士の面接相談 (一人およそ30分)	【開催】 毎週木曜日 【時間】 13時～15時50分 【場所】 小松商工会議所(小松市園町)	TEL.076-221-0242 金沢弁護士会
多重債務司法書士無料相談	司法書士の電話相談	【開催】 平日 【時間】 10時～16時	TEL.076-292-8133 金沢市内
	司法書士の面接相談【要予約】	【開催】 毎週水曜日 【時間】 18時～20時 【場所】 石川県司法書士会館(金沢市新神田)	TEL.076-291-7070 金沢市内

インクルーシブ施設一覧

●あんしん相談センター

高齢者、障がいのある人、生活困窮、とじこもり、ひきこもり等についての相談窓口

あんしん相談センターは高齢の人や、障がいのある人、生活に困窮している人等の総合相談の機関となります。
保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が常駐し、介護、福祉、保健、医療などさまざまな相談窓口としてご利用ください。

根上地区



**能美市根上
あんしん相談センター**
運営は能美市立病院が行います

場所：大浜町ノ35番地1
白寿会館1階
電話：0761-55-5626
FAX：0761-55-5627



寺井地区



**能美市寺井
あんしん相談センター**
運営は社会福祉法人能美市社会福祉協議会が行います

場所：寺井町た8番地1
(ふれあいプラザ2階)
電話：0761-58-6117
FAX：0761-58-6733



辰口地区



**能美市辰口
あんしん相談センター**
運営は社会福祉法人陽翠水が行います

場所：緑が丘十一丁目49番地1
(G-Hills内)
電話：0761-51-7771
FAX：0761-51-7783



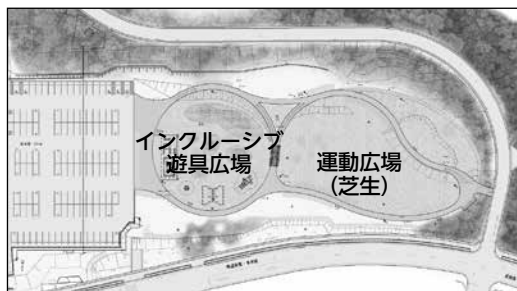
相談時間：月～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

●インクルーシブ・プレイグラウンドのみ（プレグラのみ）

インクルーシブとは、「仲間はずれにしない」「みんな一緒に」という意味で、障がいのある子もない子も自分のペースにあわせて楽しく遊べる公園です。

【特徴】

- ・多様な子ども達がそれぞれのペースで楽しく遊べる遊具を設置
- ・再生瓦チップ舗装を施した有酸素運動に効果的な約300mのウォーキングコース
- ・休憩しながら子どもを見守れる安全安心な環境
- ・四季の移ろいを楽しめる自然豊かな環境



消灯時間：午後10時

所在地 能美市泉台町東10番地

●地域共生交流館

市民の健康と生活を充実させるとともに、世代や属性を超えた市民の交流の場と居場所を提供します。
入浴施設や休憩室、各種教室の利用サービスを実施しています。

施設名	地域共生交流館
所在地	湯谷町乙25番地 ☎57-2323
休館日	第1・第3・第5日曜日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
開館時間 (入湯時間)	9:00～18:00 (10:00～17:00) ※ただし、受付は16:30まで
入浴利用料	大人 300円/回 中人(小学生) 100円/回 小人(小学生未満) 50円/回 ただし、「いきいきプラチナパスポート」提示の場合 100円/回 1,040円/回数券(12回券)

※「いきいきプラチナパスポート」は下記対象者に配布しています。(16 ページ参照)

- ①市内 65 歳以上の人
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、利用を希望する人



子育て支援

① 保育サービス

1 認定こども園

市内の認定こども園で保育サービスを実施しています。

公私	施設名	所在地	電話番号	受入年齢
公立	大釜屋 保育園	大浜町ム59番地	55-1082	6か月から
//	福岡 保育園	福岡町甲25番地	55-0662	2か月から
//	根上南部保育園	道林町寅10番地	55-0084	2か月から
//	大成 保育園	大成町ヌ38番地	55-0322	2か月から
//	寺井 保育園	寺井町た8番地5	57-0323	2か月から
//	長野 保育園	大長野町二130番地1	57-0430	2か月から
//	栗生 保育園	三道山町へ31番地	57-0284	2か月から
//	豊美 保育園	東任田町口16番地	57-1180	6か月から
//	宮竹 保育園	宮竹町230番地	51-2361	2か月から
//	辰口 保育園	辰口町173番地3	51-2284	2か月から
//	寿 保育園	徳久町二8番地	51-2169	2か月から
//	国造 保育園	和気町い12番地	51-2473	6か月から
私立	福島こども園	福島町ほ110番地	55-0288	2か月から
//	湯野こども園	佐野町ワ35番地	57-1161	2か月から
//	わかばみどりこども園	緑が丘三丁目43番地	51-4444	2か月から

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

各認定こども園

2 通常保育

保育時間／午前8時～午後4時(月～土曜日)

3 休日保育

保護者の勤務などで休日に保育が必要である場合、申請により寺井保育園で休日保育を実施します。

4 延長保育

保護者が勤務時間などで事情のある場合、申請により延長保育を実施します。
(能美市立認定こども園以外の方は以下の表と異なる場合があります。)

区 分	料 金	対象となる方		
		保育認定		教育認定
		標準時間	短時間	
(早朝) 午前7時～午前7時30分	100円/回	○	○	○
(早朝) 午前7時30分～午前8時	100円/回	—	—	○
(夕方) 午後4時30分～午後5時	100円/回	—	○	○
(夕方) 午後5時～午後5時30分	100円/回	—	○	○

区 分	料 金	対象となる方		
		保育認定		教育認定
		標準時間	短時間	
(夕方) 午後5時30分～午後6時	100円/回	—	○	○
(夕方) 午後6時～午後6時30分	100円/回	—	○	○
(夕方) 午後6時30分～午後7時	100円/回	○	○	○

※早朝保育は、大釜屋・長野・豊美・辰口のみで実施

5 病後児保育

認定こども園に通園している児童が病気の回復期であって、まだ集団保育が困難であると認められた場合、専用の保育室で児童の体調に合わせた保育をします。

実施施設	栗生保育園
保育時間	通常保育と同じ
利用料	1,000円/回

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX58-2293

各認定こども園

6 病児保育

「こどもが病気だけど、仕事の都合でこどもの看病ができない」そんな時、保護者の代わりに、保育者がお預かりし、働く家庭の子育てを応援します。

施設名	病児保育センター	電話番号	0761-58-2277
所在地	能美市大浜町ノ35番地1		
対象者	生後2か月から小学校6年生		
定員	6名		
保育時間	午前8時30分～午後5時30分		
延長時間	午前7時30分～午前8時30分 午後5時30分～午後6時30分		
利用料金	1,000円(4時間内) 2,000円(1日)		
延長保育料	300円/1時間	食事代金	300円

※社会福祉法人 陽翠水 キッズベース みどりがおか でも病児保育を行っています。

7 保育料等

前年の世帯の課税状況によって保育料等が決まります。詳しい保育料表は、ホームページまたは各認定こども園、子育て支援課にあります。

※保育料の無償化により3歳以上児は副食費のみとなります。

※18歳以下の範囲において最年長のこどもから数えて2人目のお子さんの保育料は半額となります。

※18歳以下のこどもが3人以上いる家庭で、18歳以下のこどもから数えて3番目以降のこどもの保育料及び副食費が無料(所得制限なし)となります。

(18歳とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもです。)

※低所得世帯及びひとり親世帯等の場合、保育料等の軽減があります。

※市外の施設等を利用される場合の副食費は実費となります。

8 一時保育

認定こども園等に通っていない就学前の児童で、緊急・一時的に家庭で保育できない場合に、申請により保育します。

※その他の事情によりご利用を希望される場合は子育て支援課までご相談ください。

実施施設	市立認定こども園
保育時間	午前8時～午後4時
対象年齢	認定こども園と同じ(前ページの「認定こども園一覧」の受入年齢を参照)
利用料金	1,000円(4時間内) 2,000円(1日) ※延長保育料あり

※福島こども園、湯野こども園、わかばみどりこども園でも一時保育を行っています。

9 マイ保育園登録事業

妊娠時から3歳未満児の子育て家庭を対象に、希望する市内認定こども園等(施設により受入年齢が異なる)で育児体験や育児相談・一時保育(午前半日無料3回分)の利用が出来ます。

【対象者】 母子手帳の交付を受けた人、3歳未満で保育園や幼稚園に未入園のこども

【有効期限】 保育園や幼稚園に入園されるまで・こどもが3歳に達するまで

【登録方法】 「登録申請書」を希望する保育園に提出

*「登録申請書」は、市内認定こども園にありますのでご利用下さい。

② 子育て支援サービス

1 児童館一覧

児童館はこどもたちに仲間との遊びの場を提供したり、楽しい教室や季節の行事なども企画して、こどもたちの健全な育ちを支援するところです。

【開館時間】 午前9時30分～午後6時まで 月曜日・木曜日は午後2時～午後6時まで

地区	児童館名	住 所	電話番号	休 館 日
根上	根上中央児童館	中町子88番地	55-0055	毎週日曜日、祝日、 年末年始
	根上北部児童センター	福島町ろ62番地3	55-5838	
	福岡児童館	福岡町甲30番	55-3187	
寺井	寺井中央児童館	寺井町中84番地	58-5425	※日曜日 ● 根上中央児童館 〈第2.4日曜日は開館〉 ● 寺井中央児童館 〈第1.3.5日曜日は開館〉
	湯野児童館	佐野町ラ70番地	57-0340	
	栗生児童館	栗生町東25番地	58-5032	
辰口	辰口中央児童館	倉重町戊33番地1	51-3222	※祝日は辰口中央児童館 開館
	宮竹児童館	宮竹町ハ7番地1	51-5532	
	国造児童館	和気町い62番地	51-5735	
	緑が丘児童館	緑が丘九丁目1番地	51-5545	

2 放課後児童クラブ

各放課後児童クラブで申し込み・問い合わせを受けています。

保護者の就労などにより日中留守家庭となる児童の健全な育成を図るため、放課後などに市内児童館などで保育を実施しています。

【対象者】 市内の小学生（1年生～6年生）

地区	クラブ名	児童館等名	所在地	電話番号
根上	根上中央放課後児童クラブ	根上中央児童館	中町子88番地	55-0055
	根上北部放課後児童クラブ	根上北部児童センター	福島町ろ62番地3	55-5838
	福岡放課後児童クラブ	福岡児童館	福岡町甲30番	55-3187
寺井	寺井放課後児童クラブ	寺井中央児童館	寺井町中84番地	58-5425
	長野放課後児童クラブ	長野保育園（併設）	大長野町二130番地1	57-2130
	湯野放課後児童クラブ	湯野児童館	佐野町ラ70番地	57-0340
	栗生放課後児童クラブ	栗生児童館	栗生町東25番地	58-5032
辰口	辰口中央放課後児童クラブ	辰口中央児童館	倉重町戊33番地1	51-3222
	宮竹放課後児童クラブ	宮竹児童館	宮竹町ハ7番地1	51-5532
	国造放課後児童クラブ	国造児童館	和気町い62番地	51-5735
	緑が丘放課後児童クラブ	緑が丘児童館	緑が丘九丁目1番地	51-5545
	ひすい放課後児童クラブ(ヒルズクラブ)	共生型福祉施設G-Hills	緑が丘十一丁目49番地1	51-7776
	WiWiキッズクラブ	非常利活動法人WiWiキッズクラブ	下開発町ア100番地1	070-4319-5079

【保育日と保育時間】

①通常の月～金曜日は、下校時から午後5時まで。

②土曜日・春・夏・冬休み・学校の振替休校日は午前8時～午後5時まで。

※両親の勤務時間により、午後6時までの延長を行います。尚、特に必要な場合は有料（100円/30分）で午後6時から午後7時まで延長を行います。

※②については、両親の勤務時間により、午前7時30分から受け入れを行います。

※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休み。

※WiWiキッズクラブは別途となります。

【保護者負担金】

区 分	保育料月額	傷害保険料（年額）
負担金	通常 保育料5,000円	800円

※WiWiキッズクラブは別途となります。

※同一世帯で通年同時入所の2人目以降の児童、ひとり親世帯、18歳以下の児童がいる家庭で、18歳以下の児童から数えて2番目以降の児童については保育料の減免があります。

問い合わせ・申し込み

ファミリー・サポート・センター
(能美市ふれあいプラザ1階)

☎58-6230
☎58-8500

問い合わせ

子育て支援センター
(能美市ふれあいプラザ1階)

☎58-8200
☎58-8500

問い合わせ

こども相談ステーション
(健康福祉センター2階)

☎58-1420
☎58-6896

3 ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の援助を受けたい依頼会員と援助を行いたい協力会員とが、育児に関する相互援助活動を実施します。

- 【内 容】 ①保育施設等の開始前や終了後のこどもの預かり
②保育施設までの送迎
③学校の放課後、放課後児童クラブ終了後のこどもの預かり
④こどもの習い事などの送迎
⑤冠婚葬祭や学校行事の際のこどもの預かり
⑥買い物等外出の際や、リフレッシュの際のこどもの預かり
⑦その他会員の育児に関して必要な援助

【登 録】 依頼会員…市内に在住し、生後2ヵ月から小学6年生までのこどもの保護者
協力会員…市内に在住している20歳以上の方

【利用料】 利用の場合は、原則として、3日前までに申し込んでください。
(緊急の場合は、ご相談ください。やむを得ない場合、依頼に応じられないこともあります。)

利用料金	月曜日～金曜日	午前7時～午後7時 ▶ 300円/30分	午後7時30分まで ▶ 350円/30分
	土・日・祝日	午前7時～午後7時 ▶ 350円/30分	午後7時30分まで ▶ 400円/30分

※年末年始(12月29日～1月3日)は、利用できません。

※こども1人の料金です。

※依頼当日にキャンセルがあった場合は、キャンセル料がかかります。

※交通費は距離数に応じて必要となります。

※生活保護世帯、住民税非課税世帯及び、ひとり親家庭、兄弟姉妹同時利用の方には利用サービス券があります。
申請が必要となります。詳しくは、ファミリー・サポート・センター窓口まで。

詳細については、能美市ふれあいプラザ1階(能美市寺井町た8番地1)
能美市ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。(TEL0761-58-6230)

4 子育て支援センター

職員が常駐し、子育てに関する相談をお受けします。また、親子のつどいの場を開催し、子育てのお手伝いをします。支援センターは、乳幼児期のこどもが安心して遊べる場を提供します。

- 【主な活動】 ●親子あそびの会 ●育児相談 ●ゆとりと学びの時間
●育児講座 ●子育て情報の提供 ●子育て支援グループの活動支援
●電話相談 ●子育てに関する地域交流・連携

施設名	所在地	電話番号
子育て支援センター	寺井町た8番地1	58-8200

5 こども相談ステーション

妊娠期から18歳未満のこどもに関するお悩みにあわせて、保健師、保育士、発達支援専門員、教育相談員、臨床心理士の専門職が対応します。こども本人や関係機関からの相談も受付けています。

【対 象】 おおむね18歳までのこどもとその保護者

【相談内容】 子育てに関すること
こどもの心身の発達について
いじめや不登校などの学校生活について
障がいのあるこどものこと※
医療的ケアを必要とするこどものこと
児童虐待やヤングケアラー など

【相談方法】 電話、来所 など

【施 設】 健康福祉センターサンテ2階(能美市寺井町ぬ48番地)

【開館時間】 8時30分～17時15分

【休 館 日】 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始

※障害児通所サービスの詳細はP36をご覧ください。

6 育児・健康相談アプリ「HELPO」

HELPO(ヘルポ)には24時間365日対応の健康医療相談機能(チャット形式)があり、育児に関するお悩み、こどもやご家族・ご自身の健康に気になることがあればいつでも相談することができます。

※詳しくは右記二次元コードよりご覧ください(能美市ホームページ)。

【対 象 者】 妊産婦、子育て中の市民

【利 用 料】 無料(通信料は別途必要)



7 児童手当

次世代の社会を担うこども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、児童を養育している人の生活の安定を図るとともに、児童の健全な育成および資質の向上に資するため、児童手当が支給されます。

【対象者】 高校生年代までのこどもを養育している人
父母がともに当てはまる場合は、恒常的に所得が高い人

【支給月】 2月・4月・6月・8月・10月・12月 ※それぞれ前月分までが支給されます。

【支給月額】

・0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円
・ // (第3子以降)	30,000円
・3歳～高校生年代(第1子・第2子)	10,000円
・ // (第3子以降)	30,000円

※22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもを、年長から順に第1子と数えていきます。

【手続きの方法】

「認定請求書」を提出し認定を受けた人は、請求した月の翌月分から、支給事由の消滅した月分まで支給されます。

■新たに受給資格が生じたとき

出生・転入等で能美市で新規に認定を受けられる場合、下記の書類を提出して、申請を行う必要があります。

◎提出の際に必要なもの

- 受給者の健康保険証の写し(厚生年金等被用者)
- 年金加入証明(厚生年金加入の国保組合の人で、健康保険証に事業所名の記載のない人)
- 受給者名義の通帳の写し
- 養育している児童と別居している場合は、別居監護の申立書への記入と、児童の個人番号がわかるもの
- 18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるこどもがいる場合は、額改定認定請求書と監護相当・生計費の負担についての確認書への記入、こどもの個人番号がわかるもの
- 離婚前提の別居中に受給者の変更をされたい場合は、同居優先申立書への記入と、離婚状態の証明書もしくは、配偶者からの申立書と消滅届
- 父母以外が手当を受給される場合、養育申立書の記入
※個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

■出生などにより支給対象となる児童の数が増減したとき

児童の出生や死亡などの理由により支給の対象となる児童の数が増減したときは「額改定認定請求書」を提出ください。ただし、申請時に児童手当を受給していない場合は「認定請求書」を、児童の死亡などにより支給対象児童の数が0人になる場合は「受給事由消滅届」を提出してください。

■他の市町村に住所が変わったとき

■支給対象児童を養育しなくなったとき

■受給者が公務員になったとき

能美市より転出されたり、離婚等により支給対象児童を養育しなくなったときは「受給事由消滅届」を提出してください。また、受給者が公務員になられたときも「受給事由消滅届」を提出してください。

■能美市内で転居されたとき

■受給者や支給対象児童の氏名が変更になったとき

能美市内で転居されたり、受給者や支給対象児童の氏名が変更したときは「住所氏名変更届」を提出してください。

■振込指定口座を変更するとき

現在登録されている振込指定口座を変更するときは「口座変更届」と通帳の写しを提出してください。ただし、変更される振込口座は受給者名義の口座を用意してください。受給者名義以外の口座への変更はできません。

■現況届の省略について

この届は毎年6月1日現在における受給者の状況を把握し、児童手当を引き続き受給する要件に該当するかどうかを確認するためのものです。受給者の現況を公簿等で確認することで、提出は原則不要としていますが、提出が必要な以下の受給者については、市から案内を送付します。

ア 現況届の提出が必要な人

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が能美市と異なる人
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている人
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の人
- ⑤ 学生以外の第3子以降算定額算定対象の子がいる人
- ⑥ その他、能美市から提出の案内があった人

イ 以下の変更事項があった方は市町村に届出てください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑧ 第3子以降算定額算定対象の子の監護相当・生計費の負担の状況に変更が生じたとき

問い合わせ

子育て支援課

(能美市役所1階)

☎58-2232

☎58-2293

申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
☎58-2293

申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

▼児童手当関係届出・手続き一覧(各届出用紙は市サービスセンターにあります)(※現況届は受給者へ郵送します)

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給者が生じたとき	認定請求書
毎年6月(提出が必要な一部の受給者)	現況届
他の市区町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届 ※転出先の市町村へ認定請求書を提出
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書
支給対象となる児童が減ったとき	額改定届
支給対象となる児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届 ※勤務先へ認定請求書を提出
能美市内で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届
受給者の振込指定口座を変更したいとき	振込先金融機関・口座変更届

8 妊産婦医療費助成

妊娠・出産に伴う医療費の医療保険一部負担金相当額を助成します。

【対象者】 母子健康手帳の交付を受けた人

【対象となる診療期間】 母子健康手帳の交付後～出産の翌月末日まで

【対象となる医療費】

- ①妊娠に伴う医療費のうち、入院に係る費用―保険診療の自己負担分
- ②妊娠に伴う医療費のうち、入院以外に係る費用―保険診療の自己負担が1万円以上の場合に定額1万円を支給
- ③出産に伴う医療費―出産費用(各種控除あり)が出産育児一時金(50万円)を超えた場合に限り、その差額分を支給します。ただし、差額が保険診療の自己負担分を上回った場合は、保険診療の自己負担分を支給します。

※医療費(保険診療分)がかからなかった場合は対象になりません。

※出産に係る医療費とは出産前の入院日から出産後の退院日までの医療費をいいます。退院することなく転院した場合は、転院前の医療費も出産に係る医療費とします。

【申請方法】

(妊娠に伴う医療費のうち、入院に係る費用)各窓口にある申請書に医療機関の証明を受けた領収書、保険証の写し、通帳の写しを添付のうえ、各サービスセンターまたは子育て支援課に提出してください。

(妊娠に伴う医療費のうち、入院以外に係る費用)各窓口にある申請書に領収書、通帳の写しを添付のうえ、各サービスセンターまたは子育て支援課に提出してください。申請時に医療機関の証明は不要です。

(出産に伴う医療費)出生届の際に出産時用の申請書をお渡しします。支給対象になると思われる方は、申請書を記入し領収書、出産費用明細書、保険証の写し、通帳の写しを添付して各サービスセンターまたは子育て支援課に提出してください。申請時に医療機関の証明は不要です。

*出産日の翌々月から数えて6か月以内に申請してください。

9 乳幼児・児童医療費助成

医療費の保険診療分を助成します。

【対象者】 18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児および児童など

区分	給付の内容
0歳～18歳到達後最初の3/31まで	入院・通院とも(保険診療分)

【助成方法】

子ども医療費受給資格者証の提示により医療機関・施術所窓口で自己負担分支払いの必要はありません(現物給付)。医療機関・施術所の窓口で医療費を支払った場合は、申請により払い戻しを受けることができます。

【注意事項】

●受給者証を使用できない場合

①健康保険証及び受給者証を忘れた場合

②県外の医療機関・施術所を受診した場合

(県内医療機関・施術所でも無料化に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関・施術所にご確認ください)

- ③医師が治療上必要と認めた装具(コルセット・ギプス・眼鏡等)
- ④他の公費負担医療制度(養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患治療研究事業等)の適用を受ける場合で、受診する医療機関が無料化に対応していない場合
- ⑤学校や保育園での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合

①～④は後日、申請により、払い戻しを受けることができます。申請期限は診療月の翌月から数えて6か月以内です。上記⑤の場合は、学校や保育園等に申請してください。

上記③の場合は、以下の申請手続きが必要です。

■治療用装具等、治療用眼鏡等の購入に係る医療費

【対象者】

①治療用装具—0歳～18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児および児童

②治療用眼鏡—9歳未満の乳幼児および児童

【対象となる医療費】

医師が治療上必要と認めた医療機関の証明があるもの

*健康保険からの支給がない場合は対象外になります。

【申請方法】

加入している健康保険へ保険適用の申請をした上で、医療費支給申請書に記入し、必要な書類と合わせて子育て支援課または各サービスセンターへ提出してください。

◎申請に必要な書類

- 領収書(装具等、眼鏡等の価格の内訳、対象児の名前が記入されたもの)の写し
- ①治療用装具—医師の装具等の診断書等の写し
- ②治療用眼鏡—医師の治療用眼鏡等の作成指示書等の写し
- 加入している健康保険からの支給決定通知書の写し

10 未熟児養育医療給付金

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする人に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担します。

【対象者】

身体の発育が未熟なままで生まれ、養育医療指定医療機関において入院養育が必要と認められた乳児

【申請方法】

申請者は必要な書類を子育て支援課へ提出してください。子育て支援課で審査を行い、認定された場合は、養育医療券を送付いたしますので、医療機関の窓口に提示してください。

◎申請に必要なもの

- 養育医療給付申請書
- 世帯調書兼同意書
- 養育医療意見書(医療機関で担当医師に記入してもらってください)
- 乳幼児の保険証等(能美市国民健康保険の方は不要)
- 乳児が加入する予定の健康保険の被保険者の健康保険証等
- 同意書

*必要に応じて上記の添付書類以外にも書類の提出を求めることがあります。

【注意事項】

- 世帯の課税状況に応じて徴収基準月額(自己負担金)が決定します。
- 病院の窓口での負担はありません。(ただし、養育医療の給付対象外の費用を除きます。)
- 自己負担金は、能美市の乳幼児・児童医療費助成の対象になります。
- ※申請には個人番号の記載が必要になります。世帯全員のマイナンバーと同意が必要です。くわしくは、子育て支援課へお問い合わせください。

11 子宝支援給与金(不妊治療費助成)(不育症治療費助成)

不妊治療に要した治療費の一部を助成します。

【助成の種類】「一般不妊治療」と「生殖補助医療」の2種類があります。

区 分	一般不妊治療 (タイミング療法・薬物治療 ・手術療法・人工授精等)	生殖補助医療 (体外受精・顕微授精)
対 象 者	戸籍上の夫婦 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む 治療日及び申請日に能美市の住所を有する夫婦	
助 成 額 (限度額)	治療費の1/2(上限7万円/年)	①保険適用となる生殖補助医療と併せて行われる先進医療に要した費用…治療費の7/10と15万円を比較し、いずれか低い額 ②①以外に要した費用…治療費の2/3 (①、②を合算して、上限100万円/年度)
申 請 先	子育て支援課または寺井・根上サービスセンターへ申請してください。	
助成対象期間	はじめて一般不妊治療を受けた月から連続する2年間	治療を終了した日の属する年度内

問い合わせ・申請

子育て支援課

(能美市役所1階)

☎58-2232

FAX 58-2293

問い合わせ

子育て支援課

(能美市役所1階)

☎58-2232

FAX 58-2293

申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

相談

健康推進課

(能美市健康福祉センター「サンテ」内1階)
☎58-2235
FAX58-6897

問い合わせ・申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ

子育て支援課

(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX58-2293

不育症治療費助成

区 分	
対 象 者	医師により不育症と診断され治療を受けている戸籍上の夫婦 治療日及び申請日に能美市に住所を有する夫婦
助成対象経 費	医療保険適用外の不育症治療(検査含む)と保険診療の検査にかかった費用の自己負担分(ただし、差額ベッド代や食事代などの直接治療に関係のない費用は除く)
助 成 額	上限30万円/年度
申請期間	1治療の治療終了日が属する年度内に申請

*申請書類は、子育て支援課またはホームページからダウンロードできます。

*申請書に記載してある助成概要(申請期限やその他詳細)をご確認のうえ、申請書・医療機関証明書・請求書・領収書・通帳の写し等を提出してください。

12 子育て短期支援事業(ショートステイ)

児童の保護者が疾病、看護、冠婚葬祭などの社会的事由により、一時的に家庭で児童を養育できない場合や家庭の事情により児童を緊急一時的に保護する必要がある場合に、養護施設で一定期間養育・保護します。

【対 象 者】 ●児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童

●家庭の事情により緊急一時的に保護を必要とする児童

【実施施設】 育松園(小松市)、伊奈美園(加賀市)、聖霊乳児院(金沢市)

【利用期間】 原則として7日間以内

区分		利用料金(円)
生活保護世帯		無 料
市民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
一般世帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円



① 手当・医療給付

1 児童扶養手当

父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童が養育されている父子・母子家庭等の生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【受給資格者】

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している父または母や、親にかわってその児童を養育している人です。なお児童が、心身に基準以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が1年以上明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童(孤児など)

▶ 次のような場合は手当は支給されません。

● 児童が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき*
- ③ 父または母に支給される公的年金給付を受けることができるとき*
- ④ 労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき
- ⑤ 児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき
- ⑥ 父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(父または母に重度の障害がある場合は除く)
- ⑦ 父または母と生計を同一にしているとき(父または母に重度の障害がある場合は除く)

● 母又は父、養育者が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 公的年金給付を受けることができるとき*

※一部、対象となる場合もあります

手当を受けるには、子育て支援課にて、手続きをしてください。市長の認定を受けることにより支給されます。

◎ 添付書類(必ず必要なもの)

- 戸籍謄本…本人(離婚の場合は記載のあるもの)、対象児童(父親の籍でも可)
 - 公的年金調書 ● 養育費に関する申告書 ● 生計維持方法 ● 通帳の写し
 - 前夫または前妻に扶養されていないことを確認できるもの(健康保険証の写し等)
- ※個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

※その他状況に応じて提出していただく書類がありますので、詳しくは子育て支援課までご相談ください。

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)

☎58-2232
FAX 58-2293

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX58-2293

【手当の月額】 ※令和7年4月以降

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	46,690円	46,680円～11,010円
2人目以降加算	11,030円	11,020円～5,520円

【手当の支給日】

支払日	対象月	備考
5月11日	3・4月分	支給日が土・日・祝日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日が支払日となります。
7月11日	5・6月分	
9月11日	7・8月分	
11月11日	9・10月分	
1月11日	11・12月分	
3月11日	1・2月分	

【所得制限限度額】

支給にあたり下記の所得制限が適用されます。
 手当を受ける人、または、配偶者及び扶養義務者の前年の所得について一定以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

扶養親族数	父母または養育者		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者※
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

※扶養義務者とは、受給資格者と同居または生計を同じくする直系血族と兄弟姉妹をいいます。

【毎年の手続き】

認定を受けているすべての人は、毎年8月に現況届を必ず提出ください。
 この届は毎年8月1日現在における受給者の状況を記載していただき、支給要件の審査をするためのものです。

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した受給者、または該当児童が3歳になった月の翌月から5年を経過した受給者における児童扶養手当の一部支給停止措置(法13条の2)が実施されます。

下記の理由がある人に関しては一部支給停止措置が適用除外となりますので、該当される人は必ず届出をお願いします。

またこの届出は、毎年8月の現況届提出時にも必要となります。

①就業活動中の人 ②就労している人 ③就労できないやむをえない理由がある人
 (①②③のことを書面で証明できること。)

2 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の人の医療費（保険診療分）を助成します。

【対象者】

母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、両親のいない子（子が18歳に達した年度末まで）

※児童が、心身に基準以上の障害を有する場合は、20歳未満まで延長となります。

（改めて申請が必要です。）

【受給資格登録申請】

受給資格登録申請書を記入し、必要な書類を添付して提出してください。

◎提出の際に必要な書類 健康保険証の写し（申請者及び対象児童のもの）、通帳の写し

※必要に応じて上記の添付書類以外にも書類の提出を求めることがあります。

【助成方法】

● こどもの医療費

医療機関の窓口で支払いの必要はありません。（現物給付）

● 親の医療費

医療機関の窓口で一旦支払いし、子育て支援課または、寺井・根上サービスセンターへ申請し給付を受けます。（償還払い）

【注意事項】

- 診療月の翌月から数えて6か月以内に申請してください。
- 保険点数、受診者名が記載されていない領収書は受け付けません。
- 入院などにより高額療養費、付加給付金（家族療養費）がある場合は、先にこれらの手続きを行った後、支払証明書を添付して申請してください。
- 自費分（保険対象外）、食事療養費などは助成対象になりません。
- 学校管理下における事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度の申請が優先です。
- 加入保険、金融機関等が変わる場合は、変更申請の手続きが必要となります。

【所得制限限度額】

支給にあたり下記の所得制限が適用されます。

手当を受ける人、または、配偶者及び扶養義務者の前年の所得について、所得制限を超える場合は、その年度（10月診療分から翌年の9月診療分まで）は、助成対象になりません。

扶養親族数	父母または養育者	孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者※
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人	3,600,000円	3,880,000円
5人	3,980,000円	4,260,000円

※扶養義務者とは、受給資格者と同居または生計を同じくする直系血族と兄弟姉妹をいいます。

【毎年の手続き】

受給資格のある人は、毎年8月に現況届を必ず提出ください。

この届は毎年8月1日現在における受給者の状況を記載していただき、ひとり親家庭等医療費助成を引き続き受給できる要件に該当するかどうかを確認するためのものです。

問い合わせ

子育て支援課

（能美市役所1階）

☎58-2232

FAX 58-2293

申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

② 就労・生活支援制度

※申請には個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

1 高等職業訓練促進給付金支給

- 【対象者】** 母子家庭の母や父子家庭の父で、次の支給要件の全てを満たす人
- ①児童扶養手当を受給、または同様の所得水準にある人
 - ②養成機関において6か月以上の課程を就業し、対象資格の取得が見込まれる人
 - ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人
- 【対象資格】** 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格など
- 【支給額】** 修業期間(最長48か月)について、月額100,000円を支給
* 最終学年のみ月額140,000円
- 【申請方法】** 事前の相談が必要となりますので、子育て支援課母子父子自立支援員までお問い合わせください。
※高等職業訓練促進給付金を給付し、資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に必要な資金を貸し付けする「ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付金」制度があります。詳細については子育て支援課母子父子自立支援員にお問い合わせください。

2 自立支援教育訓練給付金支給

- 【対象者】** 母子家庭の母や父子家庭の父で、次の支給要件の全てを満たす人
- ①自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている人
 - ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人
- 【対象講座】** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等で、適職に就くために必要であると認められるもの
- 【支給額】** 対象者が受講のために支払った費用の6割相当額を支給
- 【申請方法】** 事前の相談が必要となりますので、子育て支援課母子父子自立支援員までお問い合わせください。



③ 貸付制度など

※申請には個人番号の記載が必要になります。(表1 ページ参照)

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦(配偶者のない女子であって母子家庭の母であった人)の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。

【貸付の種類】 事業開始、事業継続、修学資金、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の各資金

【申請方法】 事前の相談が必要となりますので、子育て支援課母子父子自立支援員までお問い合わせください。貸付は県が決定します。

2 交通遺児等育成資金貸付

自動車事故で保護者などの働き手が亡くなったり、または重度の後遺障がいが残ったりした家庭の0歳から中学卒業までの児童に貸し付けます。

【貸付金額】 一時金 155,000円
毎月 20,000円
入学支度金 44,000円

【利 子】 無利子

【償還期間】 20年以内

3 交通災害等遺児すこやか資金

交通、労働、地震等の災害により父または母を失った義務教育を受けている児童を励ますため、扶養者に対し一時金が支給されます。

【支給額】 一人当り 50,000円

【申請期限】 遺児となった日から1年以内

4 その他

税の減免、JRの割引などの制度があります。



問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

相談

石川県母子・
父子福祉センター
☎076-264-0503

問い合わせ

独立行政法人
自動車事故対策
機構石川支所
☎076-239-3207

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

介護・福祉

高齢者福祉サービス

サービスによっては、訪問による事前調査が必要な場合がありますので、福祉課、いきいき共生課、又は各地区のあんしん相談センターまでご相談ください。

1 在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業

対象となる高齢者等を自宅で介護する介護者に慰労金を支給します。

【対象者】 介護保険の認定が要介護3～5の在宅高齢者等を月に20日以上在宅で介護している介護者（ただし、上記の要介護在宅高齢者等の介護保険料算定の所得段階が、第1段階～第3段階に該当し、かつ、介護者が住民税非課税世帯に属することが必要）

【支給額】 月額13,000円

2 介護用品購入助成事業

介護用品の費用の一部を助成します。

【対象者】 介護保険の認定が要介護1～5の在宅高齢者や体幹・下肢の身体障害者手帳1・2級を所持する在宅重度障害者（児）などで、介護用品を使用している人
※ただし、病院に入院または以下の施設に入所・入居している人は対象外です。

- ・認知症高齢者グループホーム・介護老人福祉施設・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設・特定施設入居者生活介護・介護医療院

【対象用品】 紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド、自動排せつ処理装置専用カバー及びパッド

【助成額】 要介護1・2は月額3,000円、要介護3・4・5、体幹・下肢の身体障害者手帳1・2級は月額5,000円の助成券を交付

3 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

専門業者により年に3回、寝具類の洗濯・乾燥・消毒を行います。

【対象者】 ●介護保険の認定が要介護1～5の在宅高齢者
●特別障害者手当、障害児福祉手当の支給対象と認められた在宅重度障害者（児）

【利用回数】 年3回（第1期：5月、第2期：11月、第3期：3月で各期毎の指定日）

【利用料】 1回1,800円（掛布団・敷布団・毛布の組み合わせで3枚まで）

【その他】 対象者には、利用券付き決定通知書を交付します。
市が定めた日に、市の委託業者が自宅まで回収に行き、約2週間後にお届けします。

4 訪問理美容サービス事業

寝たきりや重度の障がいのため、理美容店へ行けない人が、自宅で理・美容師による理髪などのサービスを利用できます。

【対象者】 理美容店へ出向くことが困難な次の人
●介護保険の認定が要介護1～5の在宅高齢者（寝たきり度等により対象とならない場合があります。）
●特別障害者手当、障害児福祉手当の支給対象と認められた在宅重度障害者（児）

【利用回数】 年4回（申請時期により利用回数が異なります。）
4～6月：4回、7～9月：3回、10～12月：2回、1～3月：1回

【利用料】 1回1,000円

【その他】 対象者には、利用券付き決定通知書を交付します。

5 日常生活用具等貸与事業

安全かつ負担の少ない動作を行うために、必要な用具を短期的に貸与します。

【対象者】 高齢者もしくは身体に障がいのある人で、福祉用具の利用が必要な人（介護保険の認定が要支援1・2、要介護1～5の在宅高齢者の場合は、介護保険サービスによる用具の利用が優先となります。）

【用具】 車いす、歩行器ほか

【貸与期間】 おおむね2週間

【利用料】 無料

問い合わせ・申請相談

福祉課
（能美市役所1階）
☎58-2230
FAX 58-2294

相談

根上あんしん相談センター
（白寿会館1階）
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
（能美市ふれあいプラザ2階）
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
（G-Hills内）
☎51-7771
FAX 51-7783

問い合わせ・申請相談

福祉課

(能美市役所 1 階)

☎58-2230

FAX 58-2294

相談

根上あんしん相談センター

(白寿会館 1 階)

☎55-5626

FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター

(能美市ふれあいプラザ 2 階)

☎58-6117

FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター

(G-Hills 内)

☎51-7771

FAX 51-7783

6 緊急通報システム設置事業

緊急時に迅速な対応を図るため、市が委託したシステム設置業者の緊急対応サービスセンターにつながる押しボタン付きの装置を設置します。ボタンを押せない場合であっても、火災警報器や人感センサーが対象者を見守り、異常時に迅速な対応を行います。

固定電話や携帯電話の回線が利用できます。

【対象者】 ● おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者世帯および前記に準ずる世帯で、装置の設置が必要な人

● 身体障害者のみの世帯や前記に準ずる世帯で、装置の設置が必要な人

【利用料】 ● 固定電話回線用

市民税課税世帯……月額200円

市民税非課税世帯…月額100円

生活保護世帯………無料

● 携帯電話回線用

市民税課税世帯……月額673円

市民税非課税世帯…月額573円

生活保護世帯………無料

7 入浴サービス事業

「いきいきプラチナパスポート」を下記利用施設で提示して、入浴などのサービスを利用できます。

【対象者】 ①65歳以上の人

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、利用を希望する人

【利用施設】 白寿会館、地域共生交流館(旧亀齢荘)、辰口福祉会館(浴場および休養室)

【発行窓口】 ①の対象者には誕生月の前月末に自宅へ送付、②の対象者は福祉課または寺井・根上サービスセンターにて申請手続きをお願いします。

【利用料】 1回100円

【その他】 紛失等により再発行希望の方は福祉課または寺井・根上サービスセンターにて再交付申請手続きをお願いします。(ただし、100円の負担をお願いします。)

※「いきいきプラチナパスポート」は、「いきいきパスポート」と同じものです。

「いきいきパスポート」も「いきいきプラチナパスポート」と同様に利用できます。

8 公衆浴場入浴サービス事業

申請により、対象世帯の人に市内の公衆浴場の入浴サービス券を交付します。また一人では公衆浴場の入浴が難しい対象者(下記①・②)に対し、介助者用の入浴サービス券を併せて交付します。

【対象者】 住民税非課税世帯であり、かつ、

①65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者世帯

②身体障害者手帳所持者(1～3級)

③母子世帯、父子世帯、寡婦

④生活保護世帯

【利用料】 無料

【公衆浴場】 寺井湯(寺井町タ227番地)

【利用枚数】 年間80枚(申請時期により交付枚数が異なります。ただし、家庭に風呂を有する人は、半数を交付します。)

9 在宅支援型住宅リフォーム推進事業

【内 容】 対象世帯の住居環境を改善し、在宅生活での自立を支援する工事に対して助成します。
(例:住宅の手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、和式便所から洋式便所への変更など)

【対 象 者】 下記①～⑤のいずれかに該当し、かつ下記【助成額】の表の区分(1)～(3)に該当する人

- ①介護保険の認定が要支援1・2、要介護1～5の人がいる世帯
- ②身体障害者手帳2級以上の人がある世帯(下肢、体幹、移動機能障害については3級以上)
- ③生活保護法に規定する介護扶助を受けている人がいる世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の人がある世帯
- ⑤療育手帳Aの人がいる世帯

【助 成 額】 市が助成対象として認定した工事経費に、補助率(生計中心者の所得税額の状態に応じて区分:70～100%)を乗じた金額。ただし、介護保険制度や障害福祉制度からの住宅改修費の支給額を減額して助成します。

区 分	助成基準額	
	対象工事経費のうちの補助率※	助成限度額
(1) 生活保護法による 被保護世帯	100%	100万
(2) 住民税非課税世帯	90%	100万
(3) 住民税均等割のみ 課税世帯	70%	50万

〈参考〉 助成額＝助成対象工事額×補助率※－介護保険制度による住宅改修費支給額等

【利用回数】 世帯につき1回限りの利用

【そ の 他】 工事着手前に申請し、市の助成対象改修として認定を受けた後の着工となります。(介護保険制度の住宅改修費支給との併用は可能ですが支給時期が異なります。)

【支払方法】 ①償還払い、②受領委任払い

※受領委任払い対象事業者でのみ利用できます。

10 元気高齢者報奨事業

『元気高齢者』に日頃の健康維持の努力に報い、祝品を贈呈します。

【対 象 者】 80歳95歳(基準日:8月1日)で、以下すべてに該当する人。

- ①要介護(支援)認定を受けたことがない②過去1年間において10日間以上の連続入院をしていない③介護保険料を一か年度分以上、能美市に納付している④介護保険料を過年度分までは完納している

【祝 品】 商品券(80歳:10,000円分、95歳:20,000円分)

11 高齢者ちょこっとお助け隊事業

対象世帯の人の日常生活上の簡易な作業援助を行います。

作業はシルバー人材センターに登録する「お助け隊」が行います。

【対 象 者】 75歳以上の高齢者世帯、身体障害者世帯(手帳1級、2級所持者)

【利用回数】 1世帯あたり年間12回(4月から翌年3月までの間)

【利用料金】 1回100円

【作業内容】 1回あたり、1種類の作業を1人の作業員が1時間内で出来る簡易な作業
(・室内の掃除機かけ・玄関掃除・雑巾がけ・トイレ掃除・1階の窓拭き・小さな家具の移動)
(・浴槽清掃・古紙しばり・照明(電球)交換と照明器具の清掃・郵便物の投函)

問い合わせ・申請相談

福祉課
(能美市役所1階)
☎58-2230
FAX 58-2294

相談

根上あんしん相談センター
(白寿会館1階)
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills内)
☎51-7771
FAX 51-7783

問い合わせ・申請相談

福祉課
(能美市役所 1 階)
☎58-2230
FAX58-2294

問い合わせ・申請相談

いきいき共生課
(能美市役所 2 階)
☎58-2233
FAX58-2292

問い合わせ・申請相談

**いきいき共生課
介護保険室**
(能美市役所 2 階)
☎58-2239
FAX58-2292

相談

根上あんしん相談センター
(白寿会館 1 階)
☎55-5626
FAX55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ 2 階)
☎58-6117
FAX58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills 内)
☎51-7771
FAX51-7783

12 老人福祉センター

入浴施設や休憩室、各種教室の利用サービスを実施しています。

施設名	老人福祉センター白寿会館
所在地	大浜町ノ35番地 1 ☎55-3149
休館日	毎週火・土曜日、年末年始(12月29日～翌年 1 月 3 日)
開館時間 (入湯時間)	9:30～17:30(利用可能時間～16:30まで) (10:00～16:00) ※但し、受付は15:30まで

※入浴施設をご利用される場合は、「いきいきプラチナパスポート」を提示のうえ、1 回 100 円の負担をお願いします。

13 徘徊高齢者(障害者)等家族支援サービス事業

対象者が位置検索機器を携帯することにより、対象者の現在地が確認できます。機器業者のサービスセンターに電話で依頼したり、インターネットを利用して現在地を確認します。

【対象者】徘徊により事故や行方不明などが想定される次の人

- 介護保険の認定が要支援 1・2、要介護 1～5 の在宅高齢者
- 在宅の知的障害者(児)

【利用料】基本料金 月額 50 円(機器使用料)
その他付属品(別途費用)

14 配食サービス事業

見守りが必要であり、買い物や調理が困難な人に、栄養バランスに配慮した食事をお届けします。配達時には安否確認を行い、不在や異変時には事前登録者に連絡します。

【対象者】①おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者のみの世帯および前記に準ずる世帯で、心身の障がいや疾病などにより安否確認が必要で、食事の調理が困難な人
②日中、介護保険の認定が要支援 1・2、要介護 1～5 の在宅高齢者のみとなる世帯で、食事の調理が困難でかつ病態食(糖尿病食や減塩食等)が必要な人

【利用回数】昼食・夕食のどちらか 1 食を選択(病態食の対応も可能です。)

【助成額】上記の①の人 1 食につき 450 円
上記の②の人 1 食につき 250 円

【その他】審査の結果、対象にならない場合があります。

15 認知症高齢者見守り SOS ネットワーク事業

認知症高齢者等の行方不明時に、ネットワークに登録している協力機関へ電子メールで情報を提供し、地域ぐるみで捜索することができます。

【対象者】市内に居住する 65 歳以上の高齢者で、徘徊するおそれのある方など

【その他】登録と同時に生活総合保険(認知症あんしんプラン)に加入します。

16 特例短期入所サービス利用支援事業

緊急でやむをえない場合の短期入所サービス利用分として、利用超過分の 7 割～9 割を助成します。

【対象者】介護者の入院や親族の葬祭のため、介護保険制度における通常の支給限度額では居宅介護を継続することが困難な人

【利用日数】年間 14 日以内

【利用料】限度額超過分(10 割)の 1 割～3 割(利用施設に支払います。)

17 高齢者向けの住まい

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)のほかに、高齢者向けの住まいがあります。

介護保険サービスを利用していながら生活を送る事ができるものもあります。

施設名	内 容	市内における施設名
有料老人ホーム	60歳以上の人を対象とし、食事の提供、入浴・排せつ・食事の介護、洗濯・掃除の家事、健康管理などのいずれかのサービスを提供する。	長寿の別荘 丸谷 笑楽部ん家 ココファン辰口 長寿の別荘 こながの
養護老人ホーム	身体または精神的、環境的、経済的事情により、家庭で生活を送る事が困難な人が対象。	
ケアハウス	60歳以上で心身機能の低下により、独立して生活するには不安な人を対象とした施設。外部のサービスを利用する場合と施設内のサービスを受ける場合がある。	ケアハウス メゾンスワニエ
生活支援ハウス	各種の相談や緊急時の対応を行い、自宅で生活することが不安な60歳以上の高齢者の生活を支援する。夜間も含めた生活援助員の配置がある。	能美市生活支援ハウス
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者を対象とした住宅。 自宅での生活と同様、介護保険サービスを利用しながら生活を送る事ができる。	ふくじゅそう 杜の郷 丸谷

問い合わせ・申請相談

**いきいき共生課
介護保険室**
(能美市役所 2階)
☎58-2239
FAX 58-2292

相談

根上あんしん相談センター
(白寿会館 1階)
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ 2階)
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills内)
☎51-7771
FAX 51-7783

問い合わせ・申請

保険年金課
(能美市役所 1 階)
☎58-2236
FAX 58-2293

相談・申請

根上あんしん相談センター
(白寿会館 1 階)
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ 2 階)
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills 内)
☎51-7771
FAX 51-7783

介護保険制度・サービス

1 介護保険制度について

■介護保険制度の目的

加齢などにより介護が必要になっても、その人の残っている心身の力をできる限り生かし、日々の生活が継続できるよう支援するための制度です。被保険者が相互に支えあい、高齢者の介護を社会の問題として取り扱い、いつまでも安心して暮らすために必要な介護サービスを円滑に利用していくことができます。

■介護保険の加入者 40歳以上の人が加入します。

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
年齢	65歳以上の人	40歳から64歳までの医療保険に加入している人
サービスを利用できる人	原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要になった場合、認定を受ければサービスを利用できます。	加齢による病気(特定疾病②)が原因で介護や支援が必要になった場合、認定を受ければサービスを利用できます。
被保険者証の交付	65歳の誕生日の前月(誕生日が1日の場合は前々月)に交付します。	要介護認定を受けた場合および被保険者証の受け取りを希望する場合に交付します。

② 特定疾病には次の16種類の病気が定められています。

筋萎縮性側索硬化症	後縦靱帯骨化症	骨折を伴う骨粗しょう症
多系統萎縮症	初老期における認知症	脊髄小脳変性症
脊柱管狭窄症	早老症	脳血管疾患
閉塞性動脈硬化症	関節リウマチ	慢性閉塞性肺疾患
がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）		
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症		
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病		
両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		

■引越しをしたとき

住民基本台帳に基づく、転入、転居、転出の届出をもって資格の取得、喪失などの届出とみなされます。

転入	被保険者証が発行されます。(要介護認定を受けている人は、前住所地の市区町村から発行された受給資格証明書を提出してください。)
転居	新しい住所地の記載された被保険者証が発行されます。
転出	被保険者証を返還してください。(要介護認定を受けている人は、受給資格証明書を発行します。)

■施設入所者の住所地の特例について

能美市の介護保険に加入している人(被保険者)が、他市区町村の介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入所することに伴い、住所を施設に異動した場合は、施設のある市区町村ではなく引き続き能美市の被保険者になります。

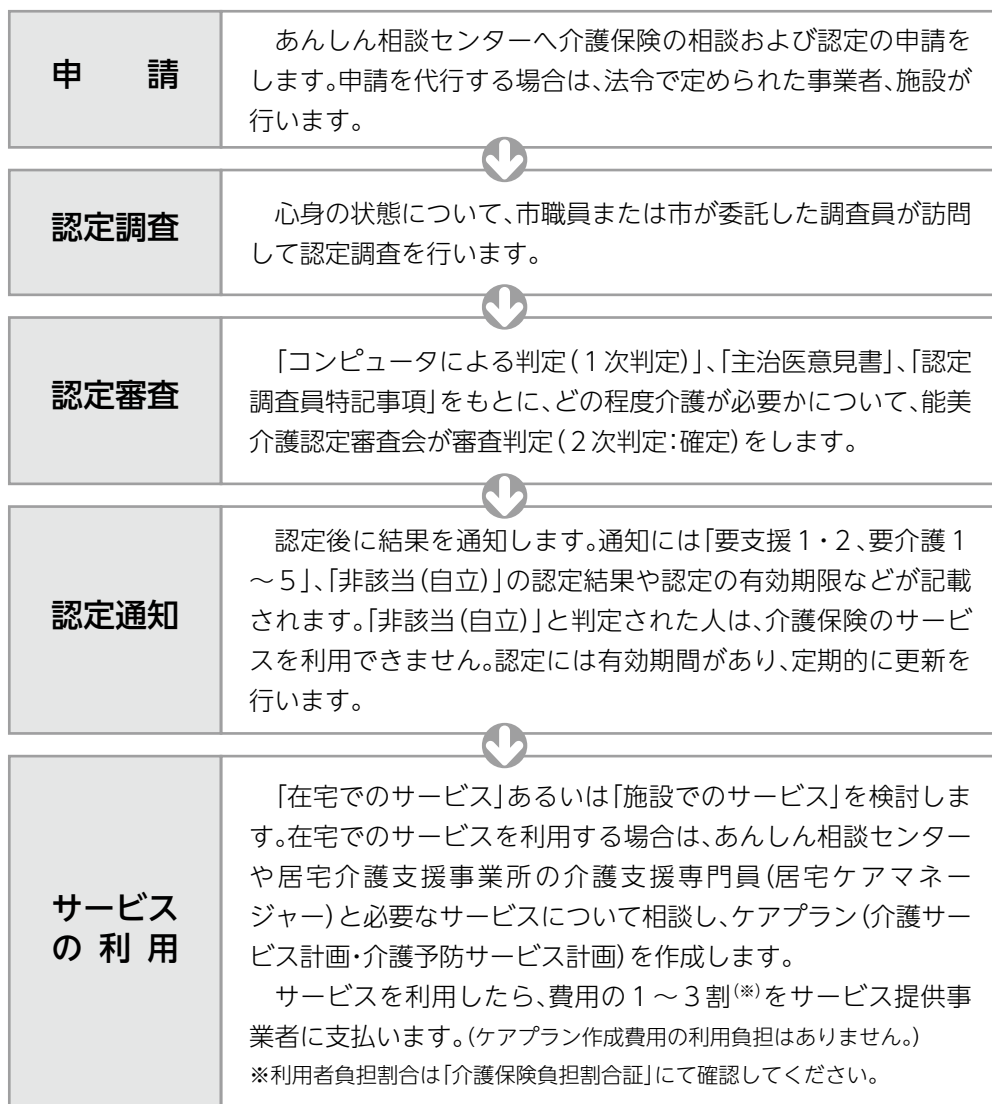
■死亡したとき

被保険者証を保険年金課または寺井・根上サービスセンターで返還してください。

■介護保険サービスを利用したいとき(介護が必要になったら…)

介護保険のサービスを利用するには要介護状態または要支援状態であるか否か、またその介護の必要度を審査判定するため、あんしん相談センターで認定の申請をしてください。また、サービスは本人の希望や必要性を考慮して作成される「サービス計画」に基づき利用することになります。

▼介護保険制度利用の流れ



2 介護保険サービスの内容

要支援1・2と認定された人 介護予防サービス(予防給付)・総合事業サービスが利用できます。

要支援1～5と認定された人 介護サービス(介護給付)が利用できます。

上記に認定された人が、心身の状態に応じた必要なサービスを利用します。必要なサービスの利用に関しては、あんしん相談センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーと相談しながら決めていきます。サービス内容は心身状態により、その都度見直していきます。

サービス提供事業者は令和7年度版高齢者福祉制度・介護サービス事業所等一覧をご覧ください。

問い合わせ

**いきいき共生課
介護保険室**
(能美市役所2階)
☎58-2239
FAX 58-2292

相談・申請

根上あんしん相談センター
(白寿会館1階)
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills内)
☎51-7771
FAX 51-7783

問い合わせ・申請

いきいき共生課
介護保険室
(能美市役所 2 階)
☎58-2239
FAX58-2292

相談・申請

根上あんしん相談センター
(白寿会館 1 階)
☎55-5626
FAX55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ 2 階)
☎58-6117
FAX58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills 内)
☎51-7771
FAX51-7783

居宅サービス・介護予防サービス

■居宅介護支援(介護予防支援)

ケアマネジャー(介護支援専門員)がケアプラン(サービス計画)を作成するほか、サービスを適切に利用できるように支援します。

*ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)

■訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴等の介助や家事の援助を行います。

■訪問看護(介護予防訪問看護)

医師の指示により看護師などが家庭を訪問し、療養上の援助などの看護サービスを行います。

■訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士・作業療法士などが家庭を訪問し、身体の機能の維持・回復のために必要なリハビリを行います。

■訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

移動入浴車が家庭訪問し、浴槽設備を自宅に運び込んで入浴サービスを行います。

■通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、入浴・食事の提供や機能訓練、レクリエーションなどのサービスを日帰りで行います。

■通所リハビリテーション(デイケア)(介護予防通所リハビリテーション)

病院・診療所や介護老人保健施設で、理学療法士や作業療法士による機能回復訓練を日帰りで行います。

■短期入所生活介護(ショートステイ)(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴・食事などの介護やリハビリなどを行います。

■短期入所療養介護(医療型ショートステイ)(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や医学的な管理のもとで介護やリハビリなどを行います。

問い合わせ・申請

いきいき共生課
介護保険室
(能美市役所 2 階)
☎ 58-2239
FAX 58-2292**■居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)**

医師、歯科医師、薬剤師などによる療養上の管理・指導を行います。

■特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

要介護状態になったときに、有料老人ホームやケアハウスで、日常生活上の必要な世話やりハビリなどを受けます。

■福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

身体の状態に応じ、車いすや特殊ベッドなどの福祉用具が借りられます。

■福祉用具購入費の支給(介護予防福祉用具購入費)

ポータブルトイレや入浴補助用具(浴槽台、入浴用いす、浴槽グリップなど)などの衛生管理面などで貸与になじまないものや、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえ及び多点つえ)などの福祉用具を購入した場合に、購入費の7～9割が支給されます。(支給限度額は年間10万円まで)

■住宅改修費の支給(介護予防住宅改修費)

手すりの取付けや段差の解消など、転倒予防や生活環境備などの目的で行う小規模な改修に対して、改修費の7～9割が支給されます。(支給限度額は20万円まで)

《注意》法外な工事費を請求したり、強引に契約を迫るなど、住宅改修におけるトラブルが生じておりますので、あらかじめ市への申請書の届出が必要です。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス**■定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

介護職員と看護師による定期的な訪問を受けられます。また、電話などにより随時対応も受けられます。

■認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の利用者が、入浴・食事などの介護サービスを日帰りで受けられます。

■地域密着型通所介護(デイサービス)

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

■小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

利用者の心身の状況や希望を踏まえ、「通い」サービスを中心として、随時「訪問」サービス、「泊まり」サービスを組み合わせて行います。

■看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護より医療ニーズの高い人が対象です。(退院直後の在宅生活へのスムーズな移行。がん末期等の看とり期、病状安定期における在宅生活の継続。)

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護や日常生活上の必要な世話を受けます。(要支援1の人は利用できません。)

問い合わせ・申請

いきいき共生課
介護保険室
(能美市役所 2 階)
☎58-2239
FAX 58-2292

有料老人ホームなどに入居している人の介護サービス

■特定施設入居者生活介護

食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型（一般型）と外部事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

施設サービス

施設サービスは、要介護認定（要支援認定の人は利用できません。）を受けた人が必要性に応じて、下記の施設から選びます。利用者本人や家族が施設に直接入所を申し込み、利用時はその施設と契約を結びます。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりなどで常に介護を必要とし、家庭で介護を受けるのが困難な人が入所する施設です。入浴・食事の介護やリハビリなどが行われます。

■介護老人保健施設

病状が安定した人や疾患の治療が終わった人が、医学的管理のもとで介護やリハビリなどを行う施設です。また、身体の状態に応じた専門的なリハビリなどにより、家庭に戻るよう援助が行われます。

■介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設で、医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

3 費用の支払い

介護保険のサービスを受けたときは、1～3割を利用者が負担します。

介護保険サービスの自己負担割合

65歳以上で介護保険サービスの自己負担割合が2割である人のなかで特に所得の高い人は、3割負担となります。

介護保険サービスの自己負担割合

	所得区分	自己負担割合
右の①②の両方を満たす人	①65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が ◆1人の場合340万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
右の①②の両方を満たす方で3割負担とならない人	①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が ◆1人の場合280万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
2割負担、3割負担の対象とならない方(64歳以下の方、本人の合計所得金額が160万円未満の方等)		1割

- 居宅サービスは要介護度ごとに利用できる上限額が決められています(下表)。
- 限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額(1ヵ月)	左記の利用限度額とは別枠のサービス(自己負担1割)
要支援1	5万320円	● 福祉用具購入……1年間10万円まで ● 住宅改修………20万円まで ● 居宅療養管理指導 (医師・歯科医師など……5000円/月2回まで)
要支援2	10万5310円	
要介護1	16万7650円	
要介護2	19万7050円	
要介護3	27万480円	
要介護4	30万9380円	
要介護5	36万2170円	

4 地域支援事業

高齢者が在宅において自立した生活を送れるようにするために、要介護状態等となることをできる限り防ぎ、要介護状態になってもその状態をそれ以上に悪化しないようにすることを目的として、様々なサービスの提供や支援を行います。

◆介護予防・日常生活支援総合事業

リハビリテーション機能や自立支援を重視した下記のサービス展開により、要介護状態を防ぐための自立の促進や重症化予防を推進する事業です。介護認定の申請の必要がないので比較的早く利用することができます。

■サービス・活動事業

要支援者および事業対象者、継続利用要介護者*を対象として行います(※該当サービスの利用)。

▼「事業対象者」とは、基本チェックリストにより何らかの機能低下が見られ、要介護状態等となる可能性が高いと考えられる方です。

●訪問型サービス

【健幸ライフ訪問リハビリ事業】 短期集中的にリハビリ専門職が訪問し、動作指導を行います。

【たすけあいサポーター】 たすけあい・ライフサポーターが訪問し、買い物や掃除などの生活支援を行います。

【あんしんサポーター】 ホームヘルパーが訪問し、買い物や掃除などの生活支援を行います。

【スマイルヘルパー】 ホームヘルパーが訪問し、身体介護のサービスを提供します。

問い合わせ・申請

いきいき共生課
介護保険室
(能美市役所2階)
☎58-2239
FAX 58-2292

相談

根上あんしん相談センター
(白寿会館1階)
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills内)
☎51-7771
FAX 51-7783

問い合わせ・申請

いきいき共生課
(能美市役所 2 階)
☎58-2233
FAX 58-2292

**いきいき共生課
介護保険室**
(能美市役所 2 階)
☎58-2239
FAX 58-2292

相談

根上あんしん相談センター
(白寿会館 1 階)
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ 2 階)
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills 内)
☎51-7771
FAX 51-7783

一般介護予防事業の
問い合わせ

健康推進課
(能美市健康福祉センター 1 階)
☎58-2235
FAX 58-6897

●通所型サービス

【健幸ライフ教室】 通いによる教室と健幸ライフ訪問リハビリ事業による訪問での動作指導を組み合わせ生活上の困ったことを解決します。

【ほがらか会】 ボランティアによるミニデイサービスです。

【はつらつデイサービス】 デイサービスセンターで自立支援のための運動・レクレーション等の集団プログラムを提供します。

【スマイルデイサービス】 デイサービスセンターで入浴などの身体介護や機能訓練を提供します。

■一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、地域での自主的な介護予防活動の実施や高齢者が積極的に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会を構築するため、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施します。

●のみ活倶楽部

認知症や脳出血・脳梗塞になる人を減らすため、「運動」「食事」「脳トレーニング」「笑い」の 4 本柱＋「口腔」のフレイル(虚弱) 予防を、各町(内) 会を主体として継続し実践していく教室です。

【内容】 ①健康教室の開催(頻度は各町(内) 会によって異なる)

・筋力体操、ストレッチ、脳トレーニング、口腔機能トレーニング

②貯筋通帳の活用(個人での毎日の取り組み) ③健康相談 ④体力測定

●貯筋教室・貯筋教室初級

貯筋(筋肉の貯金)を行うためにストレッチ体操や筋力トレーニングを高齢者個々の体力に応じた教室で行います。

教室は老人福祉センター白寿会館、地域共生交流館、辰口福祉会館で行います。

●おげんき倶楽部のみ

高齢者の体力・状態(運動継続が難しい、床での体操が難しい、最寄りの場所からの送迎が必要など)に応じ、体操指導者によるストレッチ体操や筋力トレーニングを集団で行います。

教室は老人福祉センター白寿会館(根上地区)、辰口福祉会館(寺井・辰口地区)で行います。

●地域リハビリテーション活動支援事業

地域の自主的な集いの場にリハビリテーション専門職が訪問し、運営している皆様に、介護予防の知識や介護予防に効果的な活動の工夫・環境整備について説明します。

(事前申し込み要)

●介護予防普及啓発事業

「出前講座」等の実施により、介護予防に関する取り組みや知識を普及啓発し、介護予防を実践する地域社会の構築を図ります。

■高齢者こころの相談事業

在宅の認知症高齢者等を抱える家族等の悩みごとや介護方法等について総合的な相談に応じ、認知症に対する知識や理解を深めるとともに、必要な保健・福祉サービスの調整等を行い、認知症の進行予防および早期発見を図ります。

◆包括的支援事業[権利擁護事業]

特に権利擁護の観点からの対応や支援が必要な高齢者への対応を行います。

■成年後見制度利用支援事業

身寄りがない高齢者で、成年後見制度の利用必要な方が円滑に制度を利用できるよう経費の一部助成をするなどの支援を行います。

■高齢者虐待防止事業

高齢者の人権擁護と虐待防止、早期発見・介入を円滑に実施するため、関係者を招集し各種検討を行う会議の設置・運営を行います。あわせて、広く虐待の防止に向けた周知・啓発を実施し、緊急時の早期対応体制を整備します。

▶権利擁護の支援を行います

「あんしん相談センター」では虐待の早期発見・把握に努め対応します。必要に応じた他機関との連携により、高齢者の生命と権利擁護を支え、安全で安心した生活の継続ができるよう支援を行います。その他、悪質な詐欺商法や消費者金融等の消費者被害の防止等、様々な権利に関する問題にも対応します。また、能美市社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）等の権利擁護を目的とするサービスの情報提供等も行います。

◆包括的支援事業〔包括的・継続的ケアマネジメント支援事業〕

あんしん相談センターにて、円滑な相談対応と各種の調整を行います。あわせて、介護予防をすすめるための必要なかわりや事業展開を行います。また、地域のケアマネジャーに対する個別相談に対応し、ケアプラン作成の支援、処遇困難事例への助言等を行います。

あんしん相談センターは、高齢者の相談だけではなく障害のある人・生活に困窮している人も対象とした相談窓口です。

■地域包括支援センター運営事業（表4ページ参照）

相談件数の増加や内容の多様化に伴い、身近な地域で迅速に相談できる体制を整えるため、3ヶ所の日常生活圏域（中学校区）にあんしん相談センターを設置しています。

◆包括的支援事業（社会保障充実分）**■認知症初期集中支援推進事業**

認知症の人のご自宅に訪問する認知症初期集中支援チーム員に心配ごとや困りごとを相談し、認知症に関する情報の提供や生活のための説明や助言を受けられます。

◆任意事業

能美市として必要な各種の任意事業を実施します。

■居宅介護支援住宅改修業務支援事業

居宅介護（介護予防）住宅改修費支給の手続きに関し、相談・援助の際に記載する「住宅改修意見書」を作成した場合の経費を助成します。

■地域助け合いネットワーク構築支援事業

住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、地域の見守りネットワークの充実および構築を図るため、その活動の担い手育成や資質の向上、認知症キャラバンメイトの活動支援などを行います。

■介護給付等費用適正化事業

介護保険事業所連絡会の開催等において、各種の情報提供を行うことにより、介護給付費の適正化を図ります。また、システムを活用し、給付費分析とケアプランチェックを効率的に行うための取り組みを進めます。

■認知症高齢者家族支援事業

認知症高齢者が徘徊した場合に、早期発見できるシステムを活用し居場所を家族等に伝え、事故防止を図るなど安心して在宅で介護できる環境整備を図ります。

5 傾聴ボランティア・地域福祉委員会活動推進**■傾聴ボランティア活動支援事業**

傾聴を必要とする地域住民への傾聴ボランティアの派遣や傾聴ボランティアへの研修等の活動支援を行います。事業は能美市社会福祉協議会に委託して行います。

■地域福祉委員会活動推進員養成・活動支援事業

地域福祉委員会を軸とした「支え合う地域づくり」に向けて、地域福祉委員会の具体的な活動方法を学ぶための講座を開催し、活動のリーダーを養成します。事業は市社会福祉協議会に委託して行います。

問い合わせ・申請

いきいき共生課
（能美市役所 2 階）
☎58-2233
FAX 58-2292

問い合わせ・申請

いきいき共生課
介護保険室
（能美市役所 2 階）
☎58-2239
FAX 58-2292

相談・申請

根上あんしん相談センター
（白寿会館 1 階）
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
（能美市ふれあいプラザ 2 階）
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
（G-Hills 内）
☎51-7771
FAX 51-7783

問い合わせ・申請

いきいき共生課
介護保険室
(能美市役所 2 階)
☎58-2239
FAX 58-2292

相談

根上あんしん相談センター
(白寿会館 1 階)
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ 2 階)
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills 内)
☎51-7771
FAX 51-7783

6 介護保険サービス利用者の負担軽減

■所得が低い人は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。



居住費・食費の自己負担限度額 (1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{※1}		預貯金等の資産 ^{※2} の状況	居住費(滞在費)				食費
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1	生活保護受給者の人等		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
2	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
3-①		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円 ^{※3} 以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
3-②		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円 ^{※3} 超120万円以下の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】
		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)。

DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

※3 令和7年8月より80.9万円に変更されます。

【申請に必要なもの】 被保険者本人および配偶者がいる場合は配偶者の通帳等預貯金を確認できるものの写し
※個人番号の記載が必要になります。(表1 ページ参照)

問い合わせ・申請

いきいき共生課
介護保険室
(能美市役所 2 階)
☎58-2239
FAX 58-2292

■自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が…「高額介護サービス費」…として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です(申請は対象となった初回のみ)。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額)

区分		限度額
課税所得	690万円以上	140,100円(世帯)
	380万円以上690万円未満	93,000円(世帯)
	145万円以上380万円未満	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の人		44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税		24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の人 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円*以下の人等		24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の人等		15,000円(個人)

※令和7年8月より80.9万円に変更されます。

【申請に必要なもの】

- 介護保険被保険者証(確認のため)
 - 被保険者(本人)名義の預金通帳
- 一度申請書を提出していただければ、以後の申請手続きは不要となります。

※個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

■高額医療・高額介護合算制度

現在、医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が支給されていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部が支給されます。

■訪問介護サービス利用者負担軽減

住民税非課税世帯の訪問介護サービス利用者負担額の30%を助成します。

■社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減

生計が困難な者および生活保護受給者に対し、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、社会福祉法人等が負担した費用の一部を助成します。

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所 1 階)
☎58-2236
FAX 58-2293

7 介護保険料について

65歳以上の人（第1号被保険者）

- 65歳以上の人 の 保険料 については、所得段階に応じた保険料になります。
- 低所得者の負担が重くならないような仕組みです。
- 保険料（市の基準額）は、3年ごとに見直しをすることになっています。

▼保険料の所得段階表

		所得段階	対 象 に な る 方	令和6～8年度
本人が住民税非課税	非課税世帯	第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80.9万円以下の人	22,572円/年
		第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80.9万円を超え120万円以下の人	38,412円/年
		第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える人	54,252円/年
	課税世帯	第4段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80.9万円以下の人	71,280円/年
		第5段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80.9万円を超える人	79,200円/年
本人が住民税課税		第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人	91,080円/年
		第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上で125万円未満の人	95,040円/年
		第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上で200万円未満の人	99,000円/年
		第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上で300万円未満の人	118,800円/年
		第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上で400万円未満の人	134,640円/年
		第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上で500万円未満の人	150,480円/年
		第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上で750万円未満の人	166,320円/年
		第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上で1,000万円未満の人	182,160円/年
		第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	205,920円/年

※65歳以上（第1号被保険者）で所得が低い人の保険料の軽減割合を大きくします。
所得段階が第1～3段階の保険料率を公費により軽減しています。

問い合わせ

保険年金課
(能美市役所 1 階)
☎58-2236
FAX 58-2293

【支払方法】

保険料の納め方は、納付書によって納める場合（普通徴収）と、年金から差し引きとなる場合（特別徴収）の2つがあります。年度の途中で65歳になった人は、年金から差し引きとなるまでの期間、普通徴収となります。

特別徴収	普通徴収
年金が年額18万円以上の人は年金から差し引きになります。	年金が年額18万円未満の人は納付書で個別に納めます。
年金の支払い月（4、6、8、10、12、2月）に対象年金から差し引きされます。納付の手続きは必要ありません。	●保険料の年額を年12回の納付期限に合わせて納めます。 ●4、5、6月は、前年度の住民税の課税状況をもとに暫定的に算定した額を納めます。 ●市から納付書を送付しますので取扱金融機関等で納めてください。
特別徴収の対象となる年金 ●老齢（退職）年金 ●遺族年金 ●障害年金	

《注意》本来、年金から差し引きになる特別徴収の方でも一時的に納付書で納める場合があります。

保険料が増額になった。

増額分を納付書で納めます。

- ① 65歳到達後、新たに年金の裁定をうけた。
- ②すでに年金の支払いをうけており、65歳に到達した。
- ③住所変更を行った特別徴収対象者。
- ④保険料が減額になった。
- ⑤年金が一時差し止めになった。

①②③の場合は、特別徴収となる年金からの差し引きは、おおむね6～12か月後となります。④⑤の場合は、翌年度の10月分からとなります。それまでは納付書または口座振替で納めます。

納付書が発行された月分の保険料は、年金から差し引きとなりませんので、市から送付された納付書で納期限までに取扱金融機関・コンビニエンスストア等にて納めてください。

■口座振替をご利用ください

保険料が金融機関から自動的に振替されるため、金融機関へ納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。年金から差し引きとなる場合は、口座振替が自動で停止しますので、重複することはありません。

【申込み場所】 預（貯）金口座のある取扱金融機関にてお申し込み下さい。

取扱金融機関

- 北國銀行
- 金沢信用金庫
- 北陸労働金庫
- 根上農業協同組合
- 北陸銀行
- はくさん信用金庫
- 能美農業協同組合
- ゆうちょ銀行（郵便局）

【持 ち 物】 預貯金通帳、通帳届出印

【振替開始月】 お申込みの翌月から振替が始まりますので、お申込みをした月までの保険料は納付書で納めてください。

問い合わせ

保険年金課

(能美市役所 1 階)

☎58-2236

FAX 58-2293

40～64歳の人（第2号被保険者）

- 40歳から64歳の方は、加入している医療保険の保険料といっしょに支払います。
- 集められた保険料は、各医療保険者から全国的な組織に一度納付され、そこから各区市町村に配分されます。

▼保険料の決め方

国民健康保険に加入の人	職場の健康保険に加入の人
国民健康保険税の方式により算定し、所得などに応じて決まります。 所得割 + 均等割 + 平等割	加入している職場の健康保険の介護保険料率と給与月額（標準報酬月額）に応じて決まります。 * 職場の健康保険とは、健康保険組合、共済組合、船員保険などです。

▼保険料の納め方

国民健康保険に加入の人	職場の健康保険に加入の人
同じ世帯の40～64歳の人全員の介護保険分を医療保険分と合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療保険分と介護保険分を合わせて、給与から差し引かれます。

滞納者に対する保険給付の制限（第1号被保険者）

■保険料を滞納すると

保険料は介護保険の大切な財源です。この保険料のお支払いがないと下記のように必要ときに十分なサービスを利用しにくくなる場合があります。

保険料のお支払いはお忘れのないようにお願いします。

◎納期から1年経過した場合

- 一旦全額を負担していただき、あとで本来の公費負担分を還付します。（償還払い）

◎納期から1年半経過した場合

- 上記の償還払いが一時差し止めになります。
- その後もお支払いがない場合は、差し止めた額から滞納保険料を差し引くことになります。

◎納期から2年以上経過した場合

- 納期から2年過ぎると時効になり、保険料を支払うことができません。その未納期間に応じて3割または4割の自己負担になります。
- 高額介護サービス費も受けられなくなります。災害などの特別な事情で一時的に保険料が支払えないときは、徴収の猶予や減額・免除される場合もありますのでご相談ください。

障がい者(児)福祉サービス概要一覧

【 】内は安心のてびき参照ページ			身 体				療 育		精 神		
			1 級	2 級	3 級	4～6 級	A	B	1 級	2 級	3 級
医療費	心身障害者（児）医療費助成事業	【P47】	○ (注1)	○ (注1)	○ (注1)		○ (注1)	○ (注1)	○ (注1)	○ (注2)	
	精神障害者通院医療費助成事業	【P49】	手帳所持に関係なく、自立支援医療費(精神通院)受給者が対象								
	指定難病医療費助成事業	【P50】	指定難病医療費受給者のうち非課税世帯の人が対象								
税の優遇・各種割引(助成)	所得税・住民税の障害者控除	【P54】	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車取得税・自動車税の減免	【P54】	障害部位により対象は異なる				○		○		
	福祉タクシー利用助成事業	【P44】	○	○	※		○	○	○	○	○
	JR旅客(鉄道)運賃	【P56】	各事業所で対象となる等級等は異なります								
	IRいしかわ鉄道(株) 旅客運賃	【P56】									
	のと鉄道(株) 旅客運賃	【P56】									
	北陸鉄道(株) 旅客運賃	【P56】									
	乗合バス旅客運賃	【P56】									
	タクシー運賃	【P56】									
	航空運賃	【P56】									
	有料道路通行料金割引	【P57】	○	○	○	○	○				
	携帯電話割引サービス	【P58】	手帳所持者が基本通話料等の割引対象（詳しくは各お店で）								
	指定宿泊施設利用助成(注3)	【P58】	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県有施設の障害者割引	【P59】	各施設で対象となる等級等は異なる（安心のてびき参照）								
その他	NTT 番号案内料免除	【P58】	● △	● △	●	●	○	○	○	○	○
	郵便による不在者投票	【P59】	○ ☆	○ ☆	☆						
	日常生活用具給付等事業	【P40】	品目により対象障害及び等級は異なる								
	補装具の給付	【P44】	品目により対象障害及び等級は異なる								
手当・年金	特別児童扶養手当	【P53】	○	○	○	□	○	■			
	心身障害児扶養手当（非課税世帯のみ対象）	【P53】	○	○	○		○	○	○	○	
	特別障害者手当・障害児福祉手当	【P53】									
	障害基礎年金・障害厚生年金	【P51】									
	医療的ケア児サポート事業	【P53】									

※ 下肢・体幹・視覚に障がいのある人

● 視覚に障がいのある人

△ 上肢・体幹に障がいのある人

○ 両下肢・体幹・移動機能に障がいのある人

☆ 内部障がい・免疫障がいのある人

■ 療育Bの一部の人

□ 下肢に障がいのある人

(注1) 所得制限あり

(注2) 非課税世帯のみ対象

(注3) 重度の障がい者に対して付添人1名が対象

問い合わせ

福祉課
(能美市役所 1 階)
☎58-2230
FAX 58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

① 各種障害者手帳について

心身に障がいのある人が福祉サービスを利用する場合や、各種助成制度の適用を受ける場合には、その方の障がいの状態に応じた各種障害者手帳の交付を受けることが必要となります。

身体に障がいがある場合…

身体障害者手帳(エンジ色)は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、心臓機能障害などの内部障害など身体に障がいのある人が申請し、県において判定され手帳が交付されます。障がいの程度に応じて1級～6級までの等級に区分されます。(1・2級が重度、3・4級が中度、5・6級が軽度)

【申請に必要なもの】

- 申請書
 - 指定医師の作成した所定の診断書
 - 写真(4cm×3cm)1枚 *裏面に氏名記入
- ※個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

知的に障がいがある場合…

療育手帳(青色)は、心身の発達期(概ね18歳まで)に知的な障がいが見られた人が該当し、児童相談所または知的障害者更生相談所において判定を受け、県から手帳が交付されます。障がいの程度に応じてA(重度)とB(中軽度)に分かれています。

【申請に必要なもの】

- 申請書
 - 生活現状調査票(18歳以上の方は、成績照会同意書が必要)
 - 写真(4cm×3cm)1枚 *裏面に氏名記入
- ※個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

精神に障がいがある場合…

精神障害者保健福祉手帳(白色)は、精神障がい(知的障がいを除く)のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が該当し、県(こころの健康センター)において判定され手帳が交付されます。障がいの程度に応じて1級～3級に分かれています。

【申請に必要なもの】

- 申請書
 - 指定医師の作成した所定の診断書(障害年金を受給されている方は年金証書の写し等)
 - 写真(4cm×3cm)1枚 *裏面に氏名記入
- ※個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)



② 生活支援・社会参加促進サービス

1 障害福祉サービス・地域生活支援事業

障がいのある人が地域で安心して生活するために、障害者総合支援法では、障がいの種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、必要とするサービスを利用することができます。(平成25年4月から対象者に、難病の人が含まれることになりました。)サービスの利用は、指定事業者、施設との契約により利用できるもので、利用者本位のサービスの提供を基本としたものです。

■障害福祉サービスとは…?

障がいのある人の障害支援区分(障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分)や介護する人・居住の状況などをふまえ、個別に支給決定されます。

障害支援区分が一定以上の人に生活または療養上の必要な介護を行う「介護給付」や、自立した生活や就労にむけた「訓練等給付」に分けられます。それぞれ支給決定するプロセスが異なります。

■障害児通所サービスとは…?

原則18歳未満の障がいのある児童が利用できるサービスです。障害者手帳や診断の有無を問わず、市においてサービスの利用が必要と認められた児童が利用することができます。

■地域生活支援事業とは…?

介護給付や訓練等給付などによる障害福祉サービスとは別に、市の実情や利用者の状況に応じて、柔軟に実施できるサービスです。

また、サービスを「日中活動の場」と「住まいの場」に分け、障がいのある人が、必要に応じてサービスを選択し、組み合わせ利用できる仕組みにしています。

*介護保険の対象となる人(40歳以上の16の特定疾病障がい者、65歳以上の障がい者)は、原則、介護保険によるサービスが優先されます。(20ページ参照)

■障害福祉サービス

	サービス名	対象者	サービス内容	障害支援区分
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	区分1以上
	重度訪問介護	障がい者	常に介護を必要とする重度の障がい者に、介護や外出時における移動支援を行う	区分4以上
	同行援護	視覚障がい者	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う	不要
	行動援護	知的・精神 障がい者(児)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	区分3以上かつ行動 関連項目10点以上
	療養介護	障がい者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	筋ジス・重心:区分5以上 ALS等人工呼吸器 管理実施者:区分6
	生活介護	障がい者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	区分3以上 50歳以上は区分2以上
	短期入所 (ショートステイ)	障がい者(児)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	区分1以上
	重度障害者等包括支援	障がい者	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	区分6
	施設入所支援	障がい者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	区分4以上 50歳以上は区分3以上

問い合わせ・申請

いきいき共生課

(能美市役所2階)

☎58-2233

FAX 58-2292

問い合わせ・申請

こども相談ステーション

(サンテ2階)

☎58-1420

FAX 58-6897

	サービス名	対象者	サービス内容	障害支援区分
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がい者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う	不 要
	就労移行支援	障がい者 (65歳未満)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	
	就労継続支援	障がい者	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う ・A型(65歳未満)=雇用契約に基づく・B型=雇用契約に基づかない	
	就労選択支援 (令和7年10月～)	障がい者	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する	
	就労定着支援	障がい者	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行う	
	自立生活援助	障がい者	施設等を利用していた障がいのある人が居宅において自立した日常生活をはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行う	
	共同生活援助	障がい者	共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	

■障害児通所サービス

サービス名	対象者	サービス内容	障害支援区分
児童発達支援	未就学の児童	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う	不 要
放課後等デイサービス	就学している児童	生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進など必要な訓練を行う	
保育所等訪問支援	保育園等に通っており、専門的な支援が必要な児童	集団生活への適応のための専門的な支援を行う	
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児など外出することが著しく困難な児童	居宅を訪問して児童発達支援を行う	

■地域生活支援事業

サービス名	対象者	サービス内容	障害支援区分
相談支援事業	障がい者(児)やその保護者、介護者	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う	不 要
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等障がい者	障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行う	
生活サポート事業	障がい者(児)	障害支援区分が非該当で居宅介護(ホームヘルプ)を利用できない方に対して、必要に応じて日常生活に関する支援、家事に対する支援を行う	
移動支援事業	障がい者(児)	外出時の円滑な移動を支援、自立生活や社会参加を促進する	
日中一時支援事業	障がい者(児)	介護者がさまざまな理由により日中に介護できないときに、事業所で一時的に活動の場を確保し、見守りなどの支援を行う	

サービス名	対象者	サービス内容	障害支援区分
訪問入浴	障がい者(①～③全てをみたとす者) ①家庭において家族だけでは入浴することが困難な者 ②医師により入浴が可能と認められた者 ③介護保険による入浴サービスを受けられない者	身体に障がいがある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護	不 要
地域活動支援センター事業	障がい者	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る	

■障害福祉サービス等の利用者負担

障害福祉サービスの定率負担は、原則 1 割です。所得^(※1)に応じて次の 4 区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
一 般 2	市民税課税世帯(一般 1 以外の人)	37,200円
一 般 1	市民税課税世帯 障がい者 所得割 16万未満	9,300円
	障がい児 ^{※2} 所得割 28万未満	4,600円
低 所 得	市民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

児童発達支援等を利用する 3 歳から 5 歳までの障がい児については、利用者負担が無償となります。

※ 1 申請日の属する年度の課税状況を基準として判断しますが、4～6 月に利用される場合は前年度の課税状況で判断します。

※ 2 障がい児の場合は「保護者」もしくは「生計中心者」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

- 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、介護保険サービスを利用された場合でも、合算した額が上限額を超えた分は、申請により高額障害福祉サービス費が支給されます。
- 利用者負担を行うことにより、生活保護の対象になる場合は、生活保護の対象とならない額まで軽減されます。

■新高額障害福祉サービス等給付費

65歳に到達する日前 5 年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスを利用していた方で下記の要件をすべて満たす場合、介護保険移行後に利用した、障害福祉サービスに相当する介護保険サービス^(※1)の利用者負担額が、申請により還付(償還)されます。

※ 1 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは、含みません)

対象者(下記の全てを満たす者)

- ① 65歳に達する日前 5 年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか)の支給決定を受けていたこと。
- ② 利用者及びその配偶者が、当該利用者が 65歳に達する日の前日において、市民税非課税または生活保護世帯に該当し、65歳以降に償還の申請をする際にも市民税非課税または生活保護世帯に該当すること。
- ③ 65歳に達する日の前日において、障害者支援区分が区分 2 以上であったこと。
- ④ 65歳まで介護保険サービスを利用していないこと。
(40歳から 65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。)

問い合わせ・申請

いきいき共生課
(能美市役所 2 階)
☎ 58-2233
FAX 58-2292

問い合わせ・申請

こども相談ステーション
(サンテ 2 階)
☎ 58-1420
FAX 58-6897

▼能美市内障害福祉サービス事業所一覧

サービス名	事業所名称	住所	電話番号	利用定員
居宅介護 重度訪問介護	ニチイケアセンター能美	寺井町ぬ82番地	57-8236	
	生活支援ネット B e 星が岡ステーション	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	
	ビジットケアひすい	緑が丘十一丁目111番地 2	51-7772	
	エール訪問介護事業所	湯谷町ト165番地	48-4874	
	ケアステーション華	寺井町た46番地	57-2066	
行動援護	生活支援ネット B e 星が岡ステーション	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	
同行援護	生活支援ネット B e 星が岡ステーション	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	
生活介護	サンサポートさらだ	大成町ヌ160番地 2	55-6061	10
	ワークセンター星が岡 湯谷	湯谷町乙25	58-0064	6
	障害者支援施設星が岡牧場	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	60
	一歩	宮竹町180番地30	48-4465	24
短期入所	太陽クラブ「夢」	寺井町ほ37番地 3	57-4073	
	生活支援ネット B e 星が岡ステーション	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	
	結	岩内町イ164番地 2	48-4511	
就労移行	ワークサポート道	上開発町ハ63番地	58-1509	10
就継 A 型	夢ファクトリーてどり	北市町リ101番地 1	58-2082	20
	ワークセンター星が岡	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	10
	CACL Factory	辰口町リ56番地	090-2830-8799	10
就継 B 型	能美地域活動センターはまかぜ	中ノ江町と104番地 1	58-0753	20
	能美地域活動センターはまかぜ 山口分場	山口町ホ17番地 1	46-6160	20
	サンサポートさらだ	大成町ヌ160番地 2	55-6061	20
	ワークセンター星が岡	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	10
	ワークセンター星が岡 湯谷	湯谷町乙25番地	58-0064	14
	夢ファクトリーてらい	寺井町を55番地 4	57-1755	20
	一歩	宮竹町180番地30	48-4465	30
	サフラン	三ツ屋町口26番 1	58-2353	20
	レッツ	大長野町リ50番地 1	58-1147	20
	ワークサポート道	上開発町ハ63番地	58-1509	10
	CACL Factory	辰口町リ56番地	090-2830-8799	10
施設入所	障害者支援施設星が岡牧場	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	30
グループ ホーム	シェアハウスみかん	西二〇町丙37番地 1	58-2665	6
	フォレスタ 104	大成町 2 丁目14	58-2665	2
	ひまわり	大成町 2 丁目48番地 1	58-2665	2
	グラーテース 103	西二〇町丙126番地 1	58-2665	1
	太陽クラブグループホーム良閑	寺井町ほ37番地 3	57-4073	6
	太陽クラブ「一休」	寺井町ほ37番地 3	57-4073	4
	結	岩内町イ164番地2	48-4511	10
	Beans（ビーンズ）	緑が丘七丁目35番地	52-0593	4
	Nova（ノーバ）	緑が丘九丁目55番地	51-0155	5
	Bloom（ブルーム）	緑が丘二丁目36番地	51-6676	4
	Ease（イース）	緑が丘一丁目120番地	51-6898	5
	Calm（カーム）	緑が丘九丁目102番地	52-0593	5
	Stella（ステラ）	緑が丘八丁目135番地	51-3090	5
	ソワカの家 中庄町	中庄町丁135番地 2	48-7222	8
	ソワカの家 福岡町	福岡町ハ25番地 4	48-7222	4
児童発達支援	生活支援ネット B e 星が岡ステーション	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	※1(10)
	キッズMOMO	辰口町971番地	51-3232	※1(10)
	ネクストステップ	緑が丘十一丁目49番地 1	51-7784	※1(20)
	おはなハウス	佐野町二 3 番地	57-3630	※1(10)
	ぴっこりいさらだ	大成町二丁目48番地 1	48-5166	※1(10)
	放課後等デイサービス だいじょうぶ宮竹	宮竹町イ192番地 1	076-276-9098	※1(10)
放課後等 デイサービス	ぷっちいさらだ	大成町一丁目41番地	55-5115	10
	ぴっこりいさらだ	大成町二丁目48番地 1	48-5166	※1(10)
	サンサポートさらだ	大成町ヌ160番地 2	55-6061	10
	あとむ（愛兔夢）	寺井町を55番地 4	57-1755	10
	おはなハウス	佐野町二 3 番地	57-3630	※1(10)
	生活支援ネット B e 星が岡ステーション	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	※1(10)
	キッズMOMO	辰口町971番地	51-3232	※1(10)
	ネクストステップ	緑が丘十一丁目49番地 1	51-7784	※1(20)
	放課後等デイサービス だいじょうぶ宮竹	宮竹町イ192番地 1	076-276-9098	※1(10)
	サン F C ネイチャー	和佐谷町丁73番地	076-225-5509	10
指定相談 支援事業所	相談支援センターはまかぜ	山口町ホ17番地 1	48-7630	
	相談支援センターたいよう	大成町ヌ160番地 2	55-6060	
	生活支援ネット B e 星が岡ステーション	和気町ヤ 4 番地 5	51-6553	
	相談支援事業所「ハート アンド ハート」	辰口町971番地	51-6030	
	相談支援事業所 レッツ	大長野町リ50番地 1	58-1147	
	相談支援事業所のみまーる	寺井町を52番地	57-1755	

※1（ ）の数値は、児童発達支援と放課後等デイサービスを合わせた利用定員です。

18歳以上の方

障がい福祉サービス利用の流れ

「障がい福祉サービス」をご利用頂く為には「サービス利用計画」が必要です。サービス利用計画の作成については、市で指定を受けた「相談支援事業所」の「相談支援専門員」が、障がいのある方やご家族の困りごとをお聞きし作成しますので、安心してお任せ下さい。また、サービス利用中にサービス内容に追加・変更がある場合にも相談支援専門員にご相談頂くことができます。

どのようなことで困っているのか？どのような生活を望んでいるのか？こんなサービスを利用したい。

お住まいの地区のあんしん相談センターに相談をします。(表2ページ参照)

辰口あんしん相談センター
☎51-7771

寺井あんしん相談センター
☎58-6117

根上あんしん相談センター
☎55-5626

地区のあんしん相談センターからサービス利用についての流れを説明

相談支援事業所を選んでいただきます。

相談支援専門員と顔合わせを行います。

相談支援専門員と事業所
の見学や体験

市に利用サービスの申請書を提出します。

認定調査員が面接・サービス利用のための調査をします。

生活全般の支援計画(案) (サービス利用計画案)を相談支援専門員が作成します。

計画(案)を確認して「これでいい。」と思ったら、同意し署名をします。

支援計画(案)をもとに市役所が支給決定の判断

受給者証の発行

サービス利用計画を相談支援専門員が作成、サービス担当者会議を開催します。

サービス利用開始

サービスの見直し(モニタリング)

相談支援とは？

- 相談支援専門員は、生活全般のお話を聞き、どのような生活を望んでいるのかを一緒に考えます。
- どんなサービスが利用できるのか？どんな事業所があるのか？をお伝えします。

☆介護給付サービスの利用については、審査会が行われます。介護給付による認定調査が必要なサービスは下記に記載があります。

利用が決定したら利用するサービス提供事業所も入りみんなでこれからの支援体制について確認する会(サービス担当者会議)を開きます。

サービスを利用して、望む生活が送れているかどうかなどを定期的に確認します。(モニタリング)

相談支援専門員が定期的にサービスの内容について見直しの聞き取りを行います。サービスの利用変更などありましたら、相談支援専門員にお伝えください。

☆介護給付サービスの利用については、審査会が行われます

介護給付サービスとは？

利用するサービスのうち、以下のサービスは障害支援区分が必要です。身体や生活の状況を調査し、調査書と医師の意見書をもとに審査会(月1回)が行われ、障害支援区分が決定します。

【障害支援区分が必要なサービスの種類】

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 同行援護
- 短期入所(ショートステイ)
- 重度障害者等包括支援
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 療養介護

問い合わせ・申請

いきいき共生課
(能美市役所2階)
☎58-2233
FAX 58-2292

相談

根上あんしん相談センター
(白寿会館1階)
☎55-5626
FAX 55-5627

寺井あんしん相談センター
(能美市ふれあいプラザ2階)
☎58-6117
FAX 58-6733

辰口あんしん相談センター
(G-Hills内)
☎51-7771
FAX 51-7783

問い合わせ・申請

こども相談ステーション
(サンテ 2 階)
☎58-1420
FAX 58-6897

18歳未満の子ども

障害児通所サービス利用の流れ

「障害福祉サービス」と同様に「障害児通所サービス」をご利用頂くときにも「サービス利用計画」が必要です。サービス利用計画の作成については、市で指定を受けた「相談支援事業所」の「相談支援専門員」が、障がいのある児童やご家族の困りごとをお聞きし作成致しますので、安心してお任せ下さい。また、サービス利用中にサービス内容に追加・変更がある場合にも相談支援専門員にご相談頂くことができます。

どのようなことで困っているのか？療育を受けたい。こんなサービスを利用したい。

こども相談ステーション(☎58-1420)に相談します。

担当者からサービスを利用するための流れを説明します。

相談支援事業所を選んでいただきます。

相談支援専門員と顔合わせを行います。

相談支援専門員と事業所の見学や体験

市にサービス利用の申請をします。

生活全般の支援計画(案) (サービス利用計画案)を相談支援専門員が作成します。

計画(案)を確認して「これでいい。」と思ったら、同意し署名をします。

支援計画(案)をもとに市役所が支給決定の判断

受給者証の発行

利用が決定したら利用するサービス提供事業所も入りみんなこれから支援について確認する会(サービス担当者会議)を開きます。

サービス利用開始

サービスを利用して、望む生活が送れているかどうか？などを定期的に確認します。(モニタリング)

相談支援専門員が定期的にサービスの内容について見直しの聞き取りを行います。サービスの利用変更などありましたら、相談支援専門員にお伝えください。

相談支援とは？

- 相談支援専門員は、生活全般のお話を聞き、どのような生活を望んでいるのかを一緒に考えます。
- どんなサービスが利用できるのか？どんな事業所があるのか？をお伝えします。

問い合わせ

福祉課
(能美市役所 1 階)
☎58-2230
FAX 58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

2 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者(児)が、安全かつ容易に使用でき日常生活上の困難を改善するための用具を給付します。

【対象者】 ●身体障害者手帳所持者 ●難病患者等 ●左記と同程度の障害と認められた者

【自己負担】 費用の 1 割負担。ただし、世帯の所得(*)に応じて、一定の上限額が設定されます。(37ページ参照)

※申請日の属する年度の課税状況を基準として判断しますが、4～6月に申請される場合は前年度の課税状況で判断します。

※世帯の範囲については、37ページの障害福祉サービスの場合と同じです。

【申請に必要なもの】 ●申請書 ●用具の見積(用具のわかるパンフレット等)

●意見書(難病患者及び障害状況の判断が難しい方)

*事前に福祉課にご相談ください。*申請前に購入されますと、補助の対象になりませんのでご注意ください。

*身体障害者手帳所持者又は難病患者で介護保険制度利用の場合

種目の用具名に■がついているものは、介護保険制度による給付が優先されます。

区分	種 目【基準額】	障 害 及 び 程 度	備 考	耐用 年数
① 介護訓練支援用具	特殊寝台(障害者) 【154,000 円】	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人 2. 難病患者等のうち、寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調節できる機能を有するもの	8
	特殊マット 【19,600 円】	1. 下肢又は体幹機能障害 1 級の人(常時介護を要する人に限る) 2. 難病患者等のうち、寝たきりの状態にある人 3. 児童相談所又は知的障害者更生相談所に障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度の人	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5
	特殊尿器 【67,000 円】	1. 下肢又は体幹機能障害 1 級の人(常時介護を要する人に限る) 2. 難病患者等のうち、自力で排尿することができない人 3. 児童相談所又は知的障害者更生相談所に障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度の人	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5
	入浴担架 【82,400 円】	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する人で、原則として学齢児以上)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5
	体位変換器 【15,000 円】	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する人で、原則として学齢児以上の人) 2. 難病患者等で、寝たきりの状態にある人(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する人で、原則として学齢児以上の人)	介護者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5
	移動用リフト 【159,000 円】	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人(原則として 3 歳以上) 2. 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある人(原則として 3 歳以上)	介護者が重度身体障害者(児)を移動させるに当たって、容易に使用し得る用具。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴う用具を除く。	4
	訓練いす(児のみ) 【33,100 円】	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人(原則として 3 歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるもの	5
② 自立生活支援用具	訓練用ベット(児のみ) 【159,200 円】	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人(原則として学齢児以上) 2. 難病患者等で、下肢又は体幹に障害がある人(原則として学齢児以上)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8
	入浴補助用具 【90,000 円】	1. 下肢又は体幹機能障害 3 級以上の人(入浴に介助を必要とする人で、原則として 3 歳以上の人) 2. 難病患者等で、入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介助者が容易に使用し得る用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴う用具は除く。	8
	便器 【4,450 円】 手すり付 【5,400 円】	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人(原則として学齢児以上) 2. 難病患者等で、常時介護を要する人(原則として学齢児以上の人)	障害者(児)が容易に使用し得る用具(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴う用具は除く。	8
	T 字状・棒状のつえ 【3,000 円】	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 4 級以上で、屋内・屋外の移動の際、つえの支えにより歩行が可能となる人	歩行時に身体を支え、安定させるもの	3 ～ 4 年
	歩行支援用具 【60,000 円】	1. 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 3 級以上の人(家庭内の移動等において介助を必要とする人で、原則として 3 歳以上の人) 2. 難病患者等で、下肢が不自由な人(家庭内の移動等において介助を必要とする人で、原則として 3 歳以上の人)	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うよう用具は除く。 ア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安全性を有する用具 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助段差解消等の用具	8
	頭部保護帽 【A 15,200 円】 【B 36,750 円】	1. 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する危険がある人 2. 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度である人で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3

区分	種 目【基準額】	障 害 及 び 程 度	備 考	耐用 年数
② 自立生活支援用具	特殊便器 【151,200 円】	1. 上肢障害 2 級以上の人(原則として学齢児以上の人) 2. 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定された障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人(原則として学齢児以上の人) 3. 難病患者等で上肢機能に障害のある人	足踏みペダル又はボタンにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴う用具は除く。	8
	火災警報器 【15,500 円】	1. 障害等級 2 級以上の人(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 2. 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定された障害の程度が重度又は最重度である人(単身世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し室外及び屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8
	自動消火器 【28,700 円】	1. 障害等級 2 級以上の人(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 2. 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定された障害の程度が重度又は最重度である人(単身世帯) 3. 難病患者等の人(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8
	電磁調理器 【41,000 円】	1. 視覚障害 2 級以上の人(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 2. 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度である人(単身世帯)	障害者(児)又は知的障害者(児)が容易に使用し得るもの	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機 【7,000 円】	視覚障害 2 級以上の人(原則として学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10
	聴覚障害者屋内信号装置 【87,400 円】	聴覚障害 2 級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10
	透析液加温器 【51,500 円】	腎臓機能障害 3 級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人(原則として 3 歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5
③ 在宅療養等支援用具	ネブライザー 【36,000 円】 電気式たん吸引機 【56,400 円】	1. 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる人(原則として 3 歳以上の人) 2. 難病患者等で呼吸器機能に障害のある人(原則として 3 歳以上の人)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5
	酸素ボンベ運搬車 【17,000 円】	医療保険における在宅酸素療法を行う人	障害者(児)が容易に使用し得るもの	10
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) 【157,500 円】	難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5
	視覚障害者用体温計(音声式) 【9,500 円】 視覚障害者用体重計 【18,000 円】 視覚障害者用血圧計 【15,000 円】	視覚障害 2 級以上の人(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5
	携帯用会話補助装置 【98,800 円】	音声言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障害を有する人(原則として学齢時以上)	携帯式で、ことばを発声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	5
	情報・通信支援用具 【100,000 円】	1. 上肢機能障害 2 級以上の人で文字を書くことが困難な人 2. 視覚障害 3 級以上の人で情報取得手段として音声に読み上げが必要な人	①キーボード、マウス等入力ソフト、支援ソフト ②スキャナ、OCRソフト、視覚障害者ソフト	6

区分	種 目【基準額】	障 害 及 び 程 度	備 考	耐用 年数
④ 情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ 【383,500 円】	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体障害者であって、必要と認められる人	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6
	点字器 【10,400 円】	視覚障害 2 級以上の人で、必要と認められる人	点字を書くことができるもので、障害者(児)が容易に使用し得るもの(固定用の板と定規及び点筆を含む)	7
	点字タイプライター 【63,100 円】	視覚障害 2 級以上で、本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる人	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー 【89,800 円】	視覚障害 3 級以上の人(原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6
	視覚障害者用テープレコーダー 【23,000 円】	視覚障害 2 級以上の人(原則として学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5
	視覚障害者用活字 文書読上げ装置 【99,800 円】		印刷された活字文字文書や文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6
	視覚障害者用 拡大読書器 【198,000 円】	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる人(原則として学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せる用のもの	8
	視覚障害者色認識装置 【126,000 円】	視覚障害 2 級以上の人(原則として学齢時以上)	色柄を知りたい物の上にあて、音声により色柄を伝えることができるもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6
	視覚障害者用時計 【触読式時計 10,300 円】 【音声時計 13,900 円】	視覚障害 2 級以上であって、音声時計が手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な人	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10
	聴覚障害者用通信装置 【71,000 円】	聴覚障害(児)又は発声・発語に著しい障害 3 級以上を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの	5
	聴覚障害者用 情報受信装置 【88,900 円】	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6
	人工喉頭 【笛 式 8,100 円】 【電動式 70,100 円】	音声言語機能障害であって喉頭摘出した人	音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4 電動式 5
	点字図書 【厚相が認めた額】	主に、情報の入手を点字にたよっている視覚障害者	点字により作成された図書	
⑤ 排泄管理支援用具	ストマ用装具 【蓄便袋 8,900 円】 【蓄尿袋 11,700 円】 【紙おむつ 12,000 円】	直腸・小腸機能障害により、ストマ造設を行っている人	低刺激性の粘着剤を使用する密閉型又は下部開放型の収納剤	
		ぼうこう機能障害により、ストマ造設を行っている人	低刺激性の粘着剤を使用する密閉型の収納袋で処理用のキャップが付いているもの	
		1. ぼうこう又は直腸・小腸機能障害のうち、ストマ用装具の使用が困難で紙おむつが必要であると認められる人 2. 概ね 3 歳未満で発症した脳性麻痺等により重度四肢機能又は体幹機能障害者のうち、排便、排尿の意思表示が困難であり、紙おむつの使用が必要と認められる人 3. 知的障害者(児)の内、障害の程度が重度又は最重度の人	紙おむつ	
	収尿器 【男性用 7,900 円】 【女性用 8,500 円】	高度の排尿機能障害者		
⑥ 住宅改修費	居住生活動作 補助用具 【200,000 円】	1. 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する人であって障害等級 3 級以上の人(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害 2 級以上) 2. 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能に障害のある人	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で小規模な住宅改修を伴うもの	

問い合わせ

福祉課
(能美市役所 1 階)
☎58-2230
FAX58-2294

申請

**福祉課、
寺井・根上サービスセンター**

3 補装具の給付

身体の欠損や身体機能を継続的に補完、代替するもので、日常生活や職業活動を容易にするために必要な用具(補装具)を交付(壊れた場合は修理)します。

【対象者】 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいゆえに補装具が必要であると認められる人、難病患者等(政令に定める疾病)

【自己負担】 費用の1割負担。ただし、世帯の所得(※)に応じて、一定の上限額が設定されます。

生活保護 市民税非課税 世帯	一般(市民税課税世帯)	
	所得割 46万円未満	所得割 46万円以上(18歳以上の方)
0円	37,200円(上限)	全額 自己負担

※申請日の属する年度の課税状況を基準として判断しますが、4～6月に申請される場合は前年度の課税状況で判断します。

18歳以上は、本人と配偶者の市民税所得割額(定額減税後)が46万円以上の方は全額自己負担となります。

※世帯の範囲については、37ページの障害福祉サービスの場合と同じです。

【申請に必要なもの】

● 申請書 ● 意見書(一部必要のないものもあります) ● 補装具の見積書

* 事前に福祉課にご相談ください。

* 申請前に購入されますと、補助の対象になりませんのでご注意ください。

障害部位区分	補装具の種別	耐用年数
肢体障害	義手・義足	1～5
	装具	1～3
	歩行器・重度障害者意思伝達装置	5
	車いす、電動車いす	6
	姿勢保持装置	3
	歩行補助杖(1本杖は、日常生活用具)	2～4
聴覚障害	補聴器(ポケット型、耳掛型、耳あな型、骨導式)	5
視覚障害	盲人用安全つえ	2～5
	義眼	2
	矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡	4

※身体障害者手帳をお持ちの人で介護保険制度対象の人へ

のついているものは、介護保険制度による給付が優先されます。

ただし、身体状況により個別に対応が必要な場合は、補装具費の支給が認められる場合があります。

4 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の対象とならない程度の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

【対象者】 次に掲げる要件を満たす難聴児の保護者

● 市内に住所を有する18歳未満の者

● 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付とならない者

● 補聴器の装用により言語の習得等の効果が期待されると医師に診断された者

【助成額】 基準額の範囲内で購入費用の10分の9

【申請に必要なもの】

● 申請書 ● 医師の意見書 ● 補聴器等の見積書

* 事前に福祉課にご相談ください。

5 福祉タクシー利用助成事業

障がい者および高齢者の社会参加と生活を支援するため、タクシー乗車時の料金を一部助成します。

【対象者】 ● 身体障害者手帳 1・2 級の人

● 身体障害者手帳 3 級の人(下肢・体幹・視覚に障がいのある人)

● 療育手帳所持者

● 精神障害者保健福祉手帳所持者

● 75歳以上のみ世帯かつ要支援 1・2 認定者

* 但し、障がい者および高齢者ご自身が自動車を運転される場合または福祉移送サービス(外出支援サービス)利用の場合は対象とはなりません。

- 【助成金】 一冊あたり初乗運賃相当額 6 枚+200円券 (14枚)
- 【交付冊数】 年間最大 4 冊 (ただし、申請時期により交付枚数が異なります)
* 紛失等した場合、再交付できませんのでご注意ください。
- 【適応範囲】 市と契約しているタクシー事業者 (利用券に記載されています) が利用できます。
- 【申請に必要なもの】 各種手帳

6 福祉移送サービス (外出支援サービス)

* 詳細については 97 ページ 参照。

7 介護用品購入助成事業

8 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

9 訪問理美容サービス事業

10 徘徊高齢者 (障害者) 等家族支援サービス事業

* 詳細については 18 ページ 参照。

11 配食サービス事業

* 詳細については 18 ページ 参照。

12 緊急通報システム設置事業

* 詳細については 16 ページ 参照。

13 身体障害者介助用自動車改造費助成事業

重度の下肢または体幹障害のために車いすを常用している人を介護する人が、運転する自動車のリフト付車両への改造費用、またはリフト付車両や低床車両、回転シート付車両の購入費用の一部を助成します。

* 事前に福祉課にご相談ください。

【対象者】 車いすを利用している人で身体障害者手帳 1-2 級所持者

【助成額】 自動車の改造 (改造自動車の購入) に要した経費の 1/2

* 市外の業者を利用した場合は、経費の 1/4

事業の区分			限度額
回転シート付き 車両への改造又は 当該車両の購入	電動装置がない 回転シート	前部座席が回転	6.2万円
		後部座席が回転	10万円
	電動装置がある回転シート(上下作動装置付)		15万円
リフト付き車両への改造または当該車両の購入			25万円
超低床車両への改造または当該車両の購入			

14 自動車運転免許取得費助成事業

重度の下肢または体幹障がい者で、就労等に利用するために運転免許を取得された人に、その経費の一部を助成します。

* 事前に福祉課にご相談ください。

【対象者】 ● 下肢及び体幹の障がい 身体障害者手帳 1 ～ 3 級

● その他の障がい 身体障害者手帳 1 ～ 2 級

【助成額】 免許の取得に直接要した経費の 2/3 以内 (限度額 10 万円)

15 自動車改造費助成 (本人運転) 事業

重度の上肢・下肢または体幹機能障がい者が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する場合に改造に要する経費の一部を助成します。

* 事前に福祉課にご相談ください。

【対象者】 重度の身体障がい者 (身体障害者手帳 1-2 級所持) で自ら所有し、運転する自動車の走行装置等の一部を改造する必要のある方 (所得制限があります)

【助成額】 自動車の改造に直接要した経費で 10 万円限度

問い合わせ

福祉課
(能美市役所 1 階)
☎ 58-2230
FAX 58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ・申請

いきいき共生課
(能美市役所 2 階)
☎58-2233
FAX 58-2292

問い合わせ

福祉課
(能美市役所 1 階)
☎58-2230
FAX 58-2294

16 地域生活支援拠点等整備事業

障がい者の緊急時の受入れ、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、一人暮らしの体験の機会・場の提供を市内事業所で行います。

【対象者】 緊急時の受入れ: 緊急に環境や家族調整が必要な人
体験の場・機会の提供: おおよそ自立して日常生活を送る事が出来る人

17 入浴サービス事業

* 詳細については16ページ参照。

18 在宅支援型住宅リフォーム推進事業

* 詳細については17ページ参照。

19 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

医療機関の受診、公的機関での手続き、その他日常生活で手話・ノートテイク(書いて伝える)による通訳が必要な場合に、通訳者を派遣します。

* 原則、ご利用の7日前までにお申込ください。(費用負担はありません。)

【対象者】 聴覚に障がいのある人で、コミュニケーション手段として手話・ノートテイクが必要な人

20 障害者等権利擁護推進事業

社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業を利用する方のサービス利用料金を助成し障がい者や高齢者の権利擁護を推進します。

【対象者】 福祉サービス利用支援事業を利用する人

【助成額】 サービス利用料金の1/2(貸金庫利用料金は除きます。)

【申請】 サービス利用月の翌月から6か月以内に領収書を添えて申請してください。

* 福祉サービス利用援助事業については99ページ参照

21 ヘルプカード・ヘルプマーク

「ヘルプカード」とは、障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで周囲に理解や支援を求めることができるカードです。

「ヘルプマーク」とは、配慮や援助を必要としている事が外見からは分からなくても周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

【対象者】 ● 障がいのある人、高齢者、妊娠初期の人、配慮や援助が必要な人

【申請に必要なもの】 ● 申請書 ● 本人確認書類(運転免許証、保険証、障害者手帳など)

【配布場所】 ● 福祉課、寺井・根上サービスセンター

● おひとりにつき各種1個無料で交付します。

③ 医療費助成

1 心身障害者(児)医療費助成事業

国民健康保険や社会保険を用いて医療を受けたときの自己負担分を助成します。なお、介護保険を利用するサービスは、医療費ではないので助成されません。

【対象者】 ● 身体障害者手帳 1～3級所持者 ● 療育手帳所持者

● 精神障害者保健福祉手帳 1～2級所持者
(精神障害者通院医療費の併用が必須です。)

[令和7年7月診療分まで]

■ 身体障害者手帳 3級及び療育手帳Bの一部(所得制限あり)

■ 精神障害者保健福祉手帳 2級(所得制限あり)

[令和7年8月診療分～]

※以下のとおり変更します。

■ 身体障害者手帳 1～3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳 1級
(所得制限あり)

■ 精神障害者保健福祉手帳 2級(非課税世帯のみ対象)

【助成額】 健康保険適用の自己負担全額(入院時の食費負担額は除きます)

【助成方法】 医療機関窓口で「心身障害者医療費受給者証」を提示することにより、自己負担分の支払いの必要はありません。

償還払いについて

以下の①～④の場合、医療機関窓口で一旦医療費を支払い、領収書を添えて助成金申請をすることで、医療費の助成をします。助成金は口座振込となります。

①健康保険証及び受給者証を忘れた場合

②県外の医療機関を受診した場合(県内医療機関でも無料化に対応していない場合がありますので、受診の際にご確認ください)

③医師が治療上必要と認めた装具

④他の公費制度(更生医療、育成医療、精神通院医療、指定難病等)の通院を受ける場合(窓口負担が発生する場合があります)

注意事項 手帳の交付を受けた翌月からの医療費が対象です。

診療月の翌月から数えて6か月以内に申請してください。

申請に必要なもの ・申請書

・領収書(保険点数の記載されているもの)

・金融機関の通帳(初回のみ)

2 更生医療(自立支援医療)

身体の障がいを取り除いたり、軽くすることにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な治療に対し、指定の医療機関で受けた医療費(食事標準負担額は除く)を助成します。

《例》 心臓のバイパス術、じん臓機能障害の人工透析など

* 18歳未満の児童については、「育成医療」が適用されます。

《注意》 身体障害者手帳をお持ちでない人は、更生医療申請の手続と併せて、身体障害者手帳交付申請の手続が必要となります。(身体障害者手帳交付に関する手続は、33ページ参照)

【給付対象】 ① 肢体不自由

④ 音声・言語・そしゃく機能障害

② 視覚障害

⑤ 内臓障害(心臓、じん臓、肝臓、小腸機能障害に限る)

③ 聴覚・平衡機能障害

⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害

【給付内容】 入・通院に係る医療費(入院時の食事標準負担額を除く)

【自己負担】 原則 1 割の自己負担ですが、加入する医療保険の世帯員の所得(市民税)に応じた月額負担上限額が定められています。(48ページ参照)

* 手帳の交付を受けた翌月から上記 ① 心身障害者医療費助成事業の対象となりますので、「心身障害者医療費受給者証」を提示することにより、自己負担分支払いの必要はありません。

ただし、対応していない医療機関の場合や、受給者証を忘れた場合等は、医療機関窓口で一旦医療費を支払い、領収書を添えて助成金申請をしてください。

【申請に必要なもの】

① 自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書

② 自立支援医療費(更生医療)医師の意見書

③ 健康保険証の写し

④ 特定疾病療養受療証(人工透析の人)

⑤ 市民税非課税世帯で、対象者が障害年金、遺族年金を受給の場合は、通帳又は振込通知書の写し(金額の分かるもの)

問い合わせ

福祉課
(能美市役所 1 階)

☎58-2230

FAX 58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ

福祉課
(能美市役所 1 階)
☎58-2230
FAX 58-2294

申請

**福祉課、
寺井・根上サービスセンター**

3 育成医療(自立支援医療)

18歳未満の児童で、身体に障がいのある人、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残す人で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、指定の医療機関で受けた医療費(食事標準負担額は除く)を助成します。

【給付対象】 ① 肢体不自由

② 視覚障害

③ 聴覚・平衡機能障害

④ 音声・言語・そしゃく機能障害

⑤ 内臓障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る)

⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害

【給付内容】 人・通院に係る医療費(入院時の食事標準負担額を除く)

【自己負担】 原則 1 割の自己負担ですが、加入する医療保険の世帯員の所得(市民税)に応じて月額負担上限額が定められています。

* 手帳の交付を受けた場合、その翌月から心身障害者医療費助成事業の対象となりますので、「心身障害者医療費受給者証」を提示することにより、自己負担分支払いの必要はありません。

手帳の交付を受けていない場合も、乳幼児・児童医療費給付事業の対象となりますので、「子ども医療費受給資格者証」を提示することにより、自己負担分支払いの必要はありません。

ただし、対応していない医療機関の場合や、受給者証を忘れた場合等は、医療機関窓口で一旦医療費を支払い、領収書を添えて助成金申請をしてください。

【申請時期】 当該疾患の治療開始前

【申請に必要なもの】

① 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書

② 自立支援医療費(育成医療)医師の意見書

③ 健康保険証の写し

④ 世帯員(被保険者)が非課税で年金を受給している場合は、その直近の振込通知書、またはその額がわかるもの

■自立支援医療の自己負担

世帯の市民税課税額により、月の負担上限額が下記のとおりとなります。(世帯とは、受診される人と同じ医療保険に加入している人全員をいいます。)

* ただし市税は平成22年度税制改正における年少控除廃止等を行う前の額により算定されます。

一定所得以下			中間所得		一定所得以上
生活保護世帯	市民税非課税 本人収入 800,000円以下	市民税非課税 本人収入 800,001円以上	世帯の市民税 (所得割) 3万3千円未満	世帯の市民税(所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	世帯の市民税 (所得割) 23万5千円以上
生活保護 負担0円	低所得 1 負担上限額 2,500円	低所得 2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額:医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象 外(医療保険の 負担割合・負担 限度額)
			育成医療の経過措置 負担上限額5,000円	育成医療の経過措置 負担上限額10,000円	
			※重度かつ継続		
			中間所得層 1 負担上限額5,000円	中間所得層 2 負担上限額10,000円	負担上限額 20,000円

※ 重度かつ継続とは、更生・育成医療…じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓または肝臓機能障害のうち移植後の抗免疫療法
精神通院医療…統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん等

4 精神障害者通院医療費公費負担(自立支援医療)

- 【対象者】 精神疾患で継続的な通院治療が必要な人
- 【内容】 精神障がいの適正な医療を普及し早期発見、早期治療によってその効果を高めるため通院にかかる医療費を公費で負担します。
- 【自己負担】 医療費の1割(9割は健康保険等と公費で負担します)
ただし、一定以上の所得のある人は、給付の対象外とされ市民税等に応じて利用者負担の限度が設けられるしくみとなっています。(48ページ参照)
- 【申請手続】 必要書類は次のとおりです。
- ① 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
 - ② 自立支援医療費(精神通院)医師の診断書
 - ③ 健康保険証の写し
 - ④ 障害年金受給者の方は年金振込通知書の写し
 - ⑤ 再認定の方は自立支援医療受給者証(精神通院)の原本
- * このほかに、「重度かつ継続」に関する意見書が必要な場合がありますので、かかりつけの医療機関にご相談ください。
- ※ 個人番号の記載が必要になります。(表1 ページ参照)

自己負担助成制度

- ① 国民健康保険に加入の人…市の国民健康保険に加入されている場合は、医療機関での自己負担は0円となります。ただし、社会保険等加入者と同様に「自己負担管理表」による上限額管理が必要となります。
- ② 社会保険等に加入の人…社会保険等加入者の場合は、後期高齢の保険の方も含め、医療機関窓口で自己負担分(10%)を一旦支払い、福祉課または寺井・根上サービスセンターで申請することで助成を受けられます。
- 【注意事項】 診療月の翌月から数えて6か月以内に申請してください。

問い合わせ

福祉課
(能美市役所1階)
☎58-2230
FAX 58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ・申請

医療機関又は
南加賀保健福祉センター
☎22-0793
FAX22-0805

5 指定難病医療費(特定医療費)助成制度

この制度は、指定難病の認定を受けられた人の医療費の一部を国と県が助成するものです。現在、348の疾病が対象となっています。

●申請・更新の手続き等は南加賀保健福祉センターにて行います。

●窓口負担が3割の人は2割になります。

●所得に応じて自己負担上限額が設定されます。

【下記表参照】

自己負担上限額(月額)

階層区分		階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦二人世帯の場合における年収の目安		一般	高額かつ 長期※	人工 呼吸器等 装着者
A	生 活 保 護	—		0円	0円	0円
B1※ ¹	低 所 得 I	住民税(所得割・均等割) 非課税(世帯)	本人年収 ～80万円	2,500円	2,500円	1,000円
B2※ ²	低 所 得 II		本人年収 80万円超	5,000円	5,000円	
C1	一般所得 I	住民税(所得割・均等割)課税以上住民税(所得割)7.1万円未満(約160万円～約370万円)		10,000円	5,000円	
C2	一般所得 II	住民税(所得割)7.1万円以上25.1万円未満(約370万円～約810万円)		20,000円	10,000円	
D	上 位 所 得	住民税(所得割)25.1万円以上(約810万円～)		30,000円	20,000円	
入院時の食費				全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある人。
(例えば、医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上。)

問い合わせ

福祉課
(能美市役所1階)
☎58-2230
FAX58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

指定難病医療費自己負担金助成事業

市では、指定難病による医療保険一部負担金相当額を助成します。

【対象者】 指定難病受給者証を所持している人のうち、市民税非課税世帯の人
【受給者証の階層区分がB1(※1)またはB2(※2)の人】

【助成方法】 医療機関窓口で一旦支払いし、受給者証及び領収証を添えて福祉課
または寺井・根上サービスセンターで申請してください。

【注意事項】 診療月の翌月から数えて6か月以内に申請してください。

④ 手当・年金など

1 障害基礎年金

国民年金に加入している間に、病気やケガをして一定以上の障がいになったときは、生活能力が回復するまでの生活を保障するために障害基礎年金が支給されます。

【障害の認定】 病気やけがをして、初診日から1年6か月たったとき(その前に症状が固定した場合は固定したとき)

【年金額】 障がいの重さにより1級と2級に分かれ、年金額が定められています。

- 1級 1,039,625円+子の加算
- 2級 831,700円+子の加算

*「子の加算」は18歳未満の子がいるとき

第1子・第2子 各239,300円、第3子以降 各79,800円

*資格要件や保険料納付要件があります。

*20歳未満の障がい者についても、20歳に達したときから障害基礎年金が支給されますが、本人に一定額以上の所得がある場合は年金の支給が停止されます。

*障害基礎年金での障害等級は、手帳での障害等級とは違います。医師の年金用診断書により判断されます。

*65才以降の初診日での病気やケガは障害基礎年金の対象にはなりません。

2 障害厚生年金

原則として、障害基礎年金の対象となる障がい者が厚生年金の被保険者期間中の病気やケガにより生じたときに、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

【年金額】 厚生年金加入時の報酬(平均標準報酬月額)により年金額が決まります。

*障がいの程度が障害基礎年金の1～2級に該当しない場合でも、厚生年金の障害等級表の3級に該当したときには、3級の障害厚生年金だけが支給されます。(最低保障額 年額623,800円。ただし昭和31年4月1日以前に生まれた人は622,000円)

3 特別障害者手当

著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者に特別障害者手当が支給されます。(所得制限があります。)

【支給要件】 ①20歳以上であること

②障害程度が認定基準に該当すること

- ・別表①の障がい者が2つ以上該当すること
- ・別表①の障がい者が1つと別表②の障がい者が2つ以上該当すること
- ・※別表①と②は52ページに記載

③施設に入所していないこと

④病院等に継続して3か月を超えて入院していないこと

【支給額】 月額29,590円

【支給月】 2月・5月・8月・11月

※個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

問い合わせ・申請

保険年金課
(能美市役所1階)
☎58-2236
FAX 58-2293

問い合わせ・申請

小松年金事務所
☎24-1791
FAX 22-3933

問い合わせ

福祉課
(能美市役所1階)
☎58-2230
FAX 58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ

福祉課

(能美市役所 1 階)

☎58-2230

☎58-2294

申請

福祉課、

寺井・根上サービスセンター

▼別表①

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの 若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度 又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▼別表②

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの 若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態で、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

4 障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障がい児に障害児福祉手当が支給されます。(所得制限があります。)

【支給要件】 ①20歳未満であること

②障害程度が認定基準に該当すること(別表③)

③障がいを事由とする年金を受給していないこと

④施設に入所していないこと

【支給額】 月額 16,100円

【支給月】 2月・5月・8月・11月

※個人番号の記載が必要になります。(表1 ページ参照)

▼別表③

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

5 特別児童扶養手当

身体または知的障がいをもつ20歳未満の児童を扶養している人に特別児童扶養手当が支給されます。(所得制限あり)ただし、児童が施設に入所している場合は支給されません。

【対象者】 在宅で次のいずれかに該当する児童の保護者または養育者

- 身体障害者手帳1～3級・下肢障害の4級 ● 療育手帳A、Bの一部
- 上記と同程度の障がいがある児童

【支給額】 ● 1級 月額 56,800円 ● 2級 月額 37,830円

【支給月】 4月・8月・12月

6 心身障害児扶養手当

心身障がい児を養育している人(非課税世帯)に対し、手当を支給することにより、児童の福祉向上を図ります。

【対象者】 20歳未満で、次のいずれかに該当する人の保護者

- 身体障害者手帳1～3級 ● 療育手帳所持者
- 特別児童扶養手当障害程度の該当者
- 知的障害児施設の入所者 ● 精神障害者保健福祉手帳1・2級

【支給額】 月額 4,000円 【支給月】 4月・8月・12月

7 心身障害者扶養共済制度(掛金助成制度含む)

心身障がい者(児)を扶養する人が、その生存中に毎月掛金を納付し、その死亡、または重度障がいになった場合、心身障がい者に終身年金が支給されます。

【対象者】 次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難と認められる方を扶養している人

- 身体障害者手帳1～3級 ● 療育手帳A、B ● 上記と同程度の障がいがある人

【加入資格】 65歳未満の人で、生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病や障がいがない人です。

【掛金月額】

【掛金減免】

加入時の年齢区分	掛金月額	区分	掛金の減免割合(一口目のみ)
	20年4月1日以降加入者		20年4月1日以降加入者
35歳未満の方	9,300円	課税世帯	0%
35歳以上40歳未満の方	11,400円	課税世帯(均等割のみ)	30%
40歳以上45歳未満の方	14,300円	非課税世帯	50%
45歳以上50歳未満の方	17,300円	生保世帯	100%
50歳以上55歳未満の方	18,800円		
55歳以上60歳未満の方	20,700円		
60歳以上65歳未満の方	23,300円		

※一人2口まで加入できます。その場合、掛金は2倍になります。
※なお、掛金は、所得税・住民税の控除対象になります。

【年金額】 加入者が死亡、重度障がいの場合に心身障がい者に加入口数に応じて年金が支給されます。[月額2万円又は4万円(2口加入の場合)]

心身障害者扶養共済制度掛金助成制度

市では、扶養共済制度加入者の掛金を一部助成することにより加入者の負担軽減を図っています。

※助成は、納付すべき期間(当該年度)内に県に掛金を納付したことになります。

【助成額】 一口目の掛金のうち、減免された後の実質支払金額の30%(均等割りのみ世帯50%、非課税世帯100%)を助成します。

【支給月】 4月末(前年度の掛金総額より算出し、助成します)

8 医療的ケア児サポート事業

在宅で医療的ケアが必要な児(者)の保護者に対し手当を支給することで、医療的ケアに必要な消耗品の購入にかかる負担の軽減を図ります。

【対象者】 在宅で医療的ケアを必要とする児(者)の保護者(20日以上在宅で過ごされた場合)

【支給額】 月額 4,000円 【支給月】 4月・10月

9 医療的ケア児レスパイト支援事業

在宅で医療的ケアが必要な児(者)の家族の介護負担の軽減や一時休憩を図るため、訪問看護の自由診療分に対して助成します。

【対象者】 在宅で医療的ケアを必要とする児(者)の保護者

【利用回数・時間】 1ヶ月につき2回、1回2時間30分まで

【自己負担】 費用の1割負担(自由診療分の9割助成)

問い合わせ

福祉課
(能美市役所1階)
☎58-2230
FAX 58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ

こども相談ステーション
(サンテ2階)
☎58-1420
FAX 58-6897

住民税申告に関する
問い合わせ

税務債権課
(能美市役所 2 階)
☎58-2206
FAX 58-2292

確定申告に関する
問い合わせ

小松税務署
☎22-1171

認定書に関する
問い合わせ

**いきいき共生課
介護保険室**
(能美市役所 2 階)
☎58-2239
FAX 58-2292

自動車税に関する
問い合わせ・申請

石川県税務課
金沢市敦月 1 丁目 1 (行政庁舎 6 階)
☎076-225-1273

石川県税務課分室
金沢市直江東 1 丁目 2 番地
石川県自動車会館内
☎076-239-3631

小松県税事務所
小松市園町 8108-1
☎23-1713

軽自動車税に関する
問い合わせ・申請

税務債権課
(能美市役所 2 階)
☎58-2206
FAX 58-2292

⑤ 税の優遇制度

1 所得税、住民税の障害者控除

本人または扶養親族が各種障害者手帳に該当する場合または要介護認定者の条件に該当する場合は、所得税、住民税の計算上障害者控除が受けられますので、給与所得の人は年末調整の時に事業主に、それ以外の人は確定申告のときに手帳もしくは障害者控除対象者認定書を提示して控除に関する手続きをしてください。

■障害者控除(本人または扶養親族が障がい者の場合)

種類	対象者	所得税	住民税
障害者控除	本人または扶養親族が ● 身体障害者手帳 3～6 級の人 ● 療育手帳 B の人 ● 精神障害者保健福祉手帳 2～3 級の人 ● 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡランク ● 障害高齢者の寝たきり度が A ランク	27 万円	26 万円
特別障害者控除	本人または扶養親族が ● 身体障害者手帳 1～2 級の人 ● 療育手帳 A の人 ● 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人 ● 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢランク以上 ● 障害高齢者の寝たきり度が B ランク以上	40 万円	30 万円
同居特別障害者控除	同居する扶養親族が特別障害者控除に該当する人	75 万円	53 万円

※上記控除額は所得税は令和 6 年分、住民税は令和 7 年度分です。

※障害者控除対象者認定書の送付等の問い合わせはいきいき共生課介護保険室までお願いします。

2 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別割)

身体障がい者等*が運転、あるいはその家族(同一世帯の方)や介護者が身体障がい者等の通学、通院、通所、通勤等のために運転する自家用車については、1 人につき 1 台(営業車を除く)申請により、税金が減免となります。

※身体障がい者等とは、身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者、精神障がい者をいいます。

【車の所有者等について】

減免できる車は所有者(納税義務者)が、身体障がい者等本人の場合に限ります。ただし、身体障がい者が年齢 18 歳未満、知的障がい者、精神障がい者の場合は、家族が所有する(納税義務者である)車でも減免可能です。上記の要件を満たさない場合は、3 月までに車検証の名義を本人に変更するなど、必要な手続きを行ってください。

■名義変更により車を所得した場合

名義変更により車を取得した場合、自動車税(種別割)については、その年度は課税されないため、減免できません。(4 月 1 日現在の所有者等が納税義務者になります。)自動車税(種別割)は翌年度から課税されることとなりますので、そのときに減免申請を行ってください。

自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)については、名義変更でも一定の評価額以上の車であれば、自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)が課税されるので、車を登録するときに減免申請を行ってください。

【減免の障害範囲】

本人運転、家族・介護者運転 共通

障害区分			所持する手帳の等級等
身体障害者手帳	視覚障害		1 級～ 5 級
	聴覚障害		2 級・ 3 級
	平衡機能障害		3 級・ 5 級
	音声機能障害		3 級(頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。)
	上肢不自由		1 級・ 2 級
	下肢不自由		1 級～ 6 級
	体幹不自由		1 級～ 3 級・ 5 級
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害 (一上肢のみに運動 機能障害がある場 合を除く)	1 級・ 2 級
		移動機能障害	1 級～ 6 級
	心臓機能障害		1 級・ 3 級
	じん臓機能障害		1 級・ 3 級
	呼吸器機能障害		1 級・ 3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級・ 3 級
	小腸の機能障害		1 級・ 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～ 3 級
	肝臓機能障害		1 級～ 3 級
療育手帳			A
精神障害者保健福祉手帳			1 級(通院医療費公費負担制度の該当者)

※戦傷病者については、別に規定があります。

【申請手続】
■自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)

(軽)自動車を取得する場合、一定の評価額以上であれば中古車でも課税されます。

▶申請期限…車を登録するとき(登録の日)

▶申請書提出先…石川県税務課自動車税グループ分室

■自動車税(種別割)

①新規に自動車を取得した場合(名義変更を除く)。

他都道府県から転入した場合(登録が当該年度の2月末日までのものに限る)。

	申請日	申請書提出先	減免額
1	車を登録するとき(登録の日)	石川県税務課自動車税グループ分室	全額
2	登録日以後、当該年度の2月末日まで	石川県税務課 または小松県税事務所	申請日の翌月から月割で計算した額

②4月1日現在で既に自動車を所有している場合

	区分	申請日	申請書提出先	減免額
1	3月31日現在 減免要件に該当	自動車税(種別割)納期限内(5月末)	又石川 は小松 県税務 課 事務所	全額
2		納期限後から当該年度の2月末日まで		申請日の翌月から月割で計算した額
3	4月1日以後に減免要件(手帳交付等)に該当	減免要件該当日から当該年度の2月末日まで		

■軽自動車税(種別割)

①新規に軽自動車を取得した場合 ②既に軽自動車を所有している場合

申請日	申請書提出先	減免額
4月1日から納期限(5月末日)の7日前まで	市役所税務債権課	全額(月割計算なし)

自動車税に関する
問い合わせ・申請

石川県税務課

金沢市鞍月1丁目1(行政庁舎6階)

☎076-225-1273

石川県税務課分室

金沢市直江東1丁目2番地

石川県自動車会館内

☎076-239-3631

小松県税事務所

小松市園町八108-1

☎23-1713

軽自動車税に関する
問い合わせ・申請

税務債権課

(能美市役所2階)

☎58-2206

FAX 58-2292

自動車税に関する
問い合わせ・申請

石川県税務課

金沢市鞍月1丁目1 (行政庁舎6階)

☎076-225-1273

石川県税務課分室

金沢市直江東1丁目2番地

石川県自動車会館内

☎076-239-3631

小松県税事務所

小松市園町八108-1

☎23-1713

軽自動車税に関する
問い合わせ・申請

税務債権課

(能美市役所2階)

☎58-2206

☎58-2292

問い合わせ

小松税務署

☎22-1771

問い合わせ

各事務所

【提出書類】

減免申請書と下表の種別に応じた必要書類を申請書提出先に提出してください。

※自動車税の減免申請書は、石川県税務課または県税事務所にあります。

※軽自動車税の減免申請書は、市役所税務債権課にあります。

種別	申請に必要な書類等
本人運転	①車検証 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、あるいは精神障害者保健福祉手帳(原本) ③運転免許証(表裏のコピー可) ④納税義務者のマイナンバーカードまたは個人番号通知書
家族運転 (軽自動車税の減免の場合、市内に住民票があり、状況確認が可能な場合は、⑥の提出が不要となります。)	①～④ ⑤自動車使用目的証明書(次のいずれかに該当することの証明書) 〈ア〉通学(園)証明書……学校(園)長の証明 〈イ〉通院証明書……医師の証明(4月1日以降のもの) 〈ウ〉通所(勤)証明書……所長(雇用主)の証明 〈エ〉生業証明書……民生委員の証明 ⑥身体障がい者等の世帯全員の住民票謄本(続柄の表示されているもの)
介護者運転 (軽自動車税は⑧の提出が不要となります。)	①～④、⑥ ⑦介護者の住民票 *介護者運転の場合、身体障害者手帳等に常時介護者として氏名等の記載があること。(事前に福祉課へ運行計画書を提出の上、証明を受けてください。) ⑧身体障害者等の住民票

※詳細については、申請書提出先までお問い合わせください。

3 その他の税

相続税や贈与税においても、障がいの程度により特別の規定が設けられています。また金融機関等における預貯金に課税される利子税にも、少額貯蓄非課税制度が適用になる場合があります。

⑥ 各種割引等

1 JR旅客(鉄道)運賃

2 IRいしかわ鉄道(株) 旅客運賃

3 のと鉄道(株) 旅客運賃

4 北陸鉄道(株) 旅客運賃

5 乗合バス旅客運賃

6 タクシー運賃

7 航空運賃

*手帳の種類や割引の内容については、各事業所へお問い合わせ下さい。

8 有料道路通行料金割引

区分	所持する手帳の等級等（精神手帳は対象外）	
	本人運転	家族運転 可
対 象 者	第2種身体障がい者	第1種身体障害者・療育手帳A所持者が乗車時
対象車両	● 本人自らまたは介護者等が運転する自動車（二輪含む） ● 同居でなくても直系血族も対象	
割 引 率	50%	
利用方法	● あらかじめ福祉課または寺井・根上サービスセンターで手帳に証明を受けてください。 ● 申請の際は、①障害者手帳②登録する自動車検査証③免許証（本人運転の場合のみ）をお持ちください。 ● ETCを利用する場合は、④ETCカード（18歳以上は障がい者本人名義）、⑤ETC車載器管理番号が確認できるものもあわせてお持ちください。ただし、ETC割引については、手続き後、約2週間で有料道路事業者より、登録完了の通知が届きます。	
更新申請	2年毎の更新が必要です。（新規又は変更の場合は2回目の誕生日まで、更新の場合は3回目の誕生日までが有効期限です。）有効期限の2ヶ月前から手続きができます。	

9 NHK放送受信料減免

区分	減免割合
身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合（等級関係なし）	全額免除
視覚・聴覚障害による身体障害者手帳所持者が、世帯主であり契約者の場合（等級関係なし）	半額免除
重度の障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）が、世帯主であり契約者の場合	

【申請手続】 福祉課または寺井・根上サービスセンターで備え付けの申請書に必要事項を記入の上、証明を受けて、NHKに直接提出（郵送）してください。また、受信料免除事由が消滅したときは、すみやかにNHKまでご連絡ください。

▼郵送先

〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10 NHK金沢放送局 ☎076-264-7001

問い合わせ

各事務所

問い合わせ

福祉課
(能美市役所1階)

☎58-2230

☎58-2294

申請

福祉課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ

各NTT事務所

問い合わせ

各郵便局

問い合わせ

各携帯電話取扱店

問い合わせ

各施設

10 NTT番号案内料免除

- 【対象者】**
- 身体障害者手帳所持者
(視覚障害 1～6 級、上肢・体幹障害 1・2 級、聴覚障害 2～6 級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害 3・4 級)
 - 療育手帳所持者
 - 精神障害者保健福祉手帳所持者

11 盲人用点字小包の無料配達

中身が盲人用点字物のみで、封筒を半開封とし、左上部に「盲人用点字小包」と表示したものは、郵便料金が無料となります。

12 携帯電話割引サービス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの人は、携帯電話基本使用料等が割引になります。

13 指定宿泊施設利用助成

障がいのある人が、指定の温泉旅館等に利用される場合、年1回に限り、料金の割引を受けることができます。

- 宿泊利用 1 回(連泊を含む)につき、3,000円まで
- 日帰り利用 1 回につき、1,000円まで

【指定宿泊施設】 令和 7 年 2 月 28 日現在 22 施設

葉渡莉(加賀市)	川端の湯宿滝亭(金沢市)	日本の宿 のと楽(七尾市)
ゆのくに天祥(加賀市)	休暇村能登千里浜(羽咋市)	はまづる(七尾市)
森の栖(加賀市)	いこいの村能登半島(志賀町)	国民宿舎能登小牧台(七尾市)
白山菖蒲亭(加賀市)	シーサイドヴィラ渤海(志賀町)	珠洲ビーチホテル(珠洲市)
すゞや今日楼(加賀市)	加賀屋(七尾市)	ホテルこうしゅうえん(輪島市)
ホテル翠湖(加賀市)	あえの風(七尾市)	小松グリーンホテル(小松市) (貸切風呂利用時のみ適用)
まつさき(金沢市・能美市)	ホテル海望(七尾市)	
のとや(小松市)	お宿すず花(七尾市)	

※令和 6 年能登半島地震の影響により休業中の施設もございます。
施設をご利用の際は、あらかじめ施設のホームページをご確認のうえご利用下さい。

【対象者】 ● 障がい者本人

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している石川県内在住の在宅障がい者(施設に入所している人は対象となりません。)

● 付添いの人

重度の障がい者(身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者)の付添い人で、市が認めた人。なお、付添い人は申込者に対し原則 1 名までです。

【助成方法】 ● 福祉課または寺井・根上サービスセンターで「指定宿泊施設利用助成券」の交付を受け、利用当日に宿泊施設のフロントに提出

- 利用当日に宿泊施設のフロントに障害者手帳を提示(5 人を超えるグループを除く)

のいずれかによります。

* ネット等予約の場合、利用助成券による割引を受けられないこともありますので注意してください。

14 県有施設の障害者割引

県有施設を利用する際、受付窓口で障害者手帳を提示することにより入場料等の割引が受けられます。

【指定割引施設】

施設の名称	対象区分	割引内容
いしかわ動物園 (0761-51-8500) のとじま水族館 (0767-84-1271) ふれあい昆虫館 (076-272-3417) 辰口丘陵公園温水プール (0761-51-3505)	身体障害者手帳 1～3 級、 療育手帳 A、 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級	本人・介護者無料
	身体障害者手帳 4～6 級、 療育手帳 B、 精神障害者保健福祉手帳 3 級	本人のみ無料
健民海浜プール (076-267-2266)	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳所持者	個人利用 210 円に
金沢城・兼六園 (076-234-3800)	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳所持者	本人・介護者無料

上記以外の県有施設でも割引があります。割引利用できるかは、直接、お問い合わせください。

- 県立美術館 (076-231-7580)
- 輪島漆芸美術館 (0768-22-9788)
- 県立歴史博物館 (076-262-3236)
- 金沢 21 世紀美術館 (076-220-2800)
- 県立白山ろく民俗資料館 (0761-98-2665)
- 能登島ガラス美術館 (0767-84-1175) ほか

15 郵便による不在者投票

あらかじめ選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けます。選挙の時には、投票日の 4 日前までに所定の用紙に証明書を添えて投票用紙を請求します。

- 【対象者】 ● 両下肢・体幹・移動機能障害 1・2 級
● 内部障害 (心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸) 1・3 級
● 免疫障害、肝臓障害 1～3 級 ● 要介護状態区分 要介護 5

16 駐車禁止除外

次に該当する人が乗車する車両は、駐車禁止除外の対象となります。ただし、警察署において標章の交付の手続きが必要です。

- ① 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳保有者で重度障がいがある人 (表 1 のとおり)
- ② 療育手帳保有者で重度障がい (A) がある人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳保有者で 1 級の障がいがある人
- ④ 医療受給者証保有者で色素性乾皮症患者

▼表 1

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1 級から 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級から 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級
体幹不自由		1 級から 3 級
乳幼児期以前の 非進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1 級から 2 級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1 級から 3 級

※上記の「障害の区分」欄に掲げる障がいを二つ以上有し、その障がいの総合の程度が上記「障害の級別」欄に掲げる等級に該当する方も、駐車禁止除外の対象者となります。

※戦傷病者手帳の規定は別にあります。

問い合わせ

各施設

問い合わせ

選挙管理委員会

(能美市役所 2 階 総務課内)

☎58-2200

問い合わせ

能美警察署

☎57-0110

問い合わせ

福祉課
(能美市役所 1 階)
☎58-2230
FAX 58-2294

申請

**福祉課、
寺井・根上サービスセンター**

17 いしかわ支え合い駐車場制度

歩行困難な障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等に対し利用証を交付し、車いす使用者用駐車場の適正利用を図ります。

【対 象 者】

区分・交付要件		有効期限
身体障害者		期限なし
視覚障害	4 級以上	
聴覚障害	3 級以上	
平衡機能障害	5 級以上	
肢体不自由(上肢)	2 級以上	
(下肢)	6 級以上	
(体幹)	5 級以上	
(脳原性運動機能障害：上肢機能)	2 級以上	
(脳原性運動機能障害：移動機能)	6 級以上	
心臓・じん臓・呼吸機能・ぼうこうまたは直腸の機能・小腸機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝機能の各障害	4 級以上	
知的障害者	療育手帳の障害の程度欄が「A」	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」	
難病患者	特定医療費(指定難病)助成制度対象者 及び 小児慢性特定疾病医療費助成制度対象者	
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上	
妊産婦	母子健康手帳交付日から産後2年までの人 ※多胎の場合、母子手帳交付日から産後3年までの人	交付要件に該当する期間
けが人等	けが等により歩行が困難で駐車場の利用に配慮が必要な方 ※医師の証明が必要です。	1年の範囲内で必要と認められる期間

【手 続 き】 手帳をお持ちの方は手帳をお持ちになり、福祉課または寺井・根上サービスセンターまでお越しください。
※協力施設一覧等は石川県ホームページでご確認ください。

⑦ 教室・相談事業

1 視覚障害者生活訓練事業

視覚障がい者及びその家族に対して、個人宅等で実施する1回2時間程度の訓練と、用具を手に取り体験できる「相談・体験会」、障がいのある方同士の交流の場「情報交換会」を実施します。

【訓練の内容】①歩行

屋内歩行・手引歩行・白杖操作法・リズム歩行・直線歩行・屋外歩行・ルート歩行等

②点字

読み方練習「手の動かし方、行のたどり方」「50音」・点字器の扱い方・書き方練習「×書き」「50音」「分かち書き」等

③パソコン

パソコンのできるこ・キーボードの操作法・墨字ワープロソフト入門・インターネット入門等

④日常生活動作

身辺処理（衣服の着脱、洗面、食事、入浴など）・家事（調理、洗濯、掃除など）等

*内容は個人の希望によります。

2 相談支援事業

市内に在住する障がいのある人のいろいろな相談に応じます。必要な情報の提供、助言や障害福祉サービスの利用の支援などを行います。

能美市の指定相談支援事業所

指定相談支援事業所	住所	電話番号	FAX番号
生活支援ネットBe星が岡ステーション	能美市和気町ヤ4番地5	51-6553	51-6156
相談支援センターはまかぜ	能美市山口町ホ17番地1	48-7630	46-6102
相談支援センターたいよう	能美市大成町ヌ160番地2	55-6060	55-6062
相談支援事業所「ハートアンドハート」	能美市辰口町971番地	51-6030	51-0126

*相談支援専門員は、障がいの種別に関係なく各種相談に応じます。

3 身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）の養育や生活などについての相談に応じています。お気軽にご相談ください。

	氏名	住所(能美市)	電話番号
身体障害者 相談員	山田 彰	大浜町	55-4485
	山本外茂夫	吉原釜屋町	55-3314
	染伊 弘之	寺井町	57-0879
	神田 敏夫	末信町	57-0327
	木戸 幸平	来丸町	51-2830
	大村美代子	宮竹町	51-3460
知的障害者 相談員	杉森 正志	大成町	55-4000
	山崎句美子	大長野町	57-3609
	江前 領	緑が丘	51-4304

問い合わせ・申請

福祉課
(能美市役所1階)
☎58-2230
FAX 58-2294

**石川県視覚障害者
情報文化センター**
☎076-222-8781
FAX 076-222-1821

問い合わせ・申請

いきいき共生課
(能美市役所2階)
☎58-2233
FAX 58-2292

各事務所

問い合わせ

福祉課
(能美市役所1階)
☎58-2230
FAX 58-2294

問い合わせ

福祉課・福祉事務所

(能美市役所 1 階)

☎58-2230

FAX 58-2294

① 生活保護制度・関連する制度

1 生活保護制度

「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」

【内 容】

生活保護制度は、病気やケガで働けなくなったり、いろいろな事情で日々の生活に困る状態となった時、一定の基準に従って最低限の生活を保障し、自分の力で生活できるように援助する制度です。

生活保護を受けた場合には、その世帯の人がまず、自分の生活のために、資産の活用、持てる能力の活用を優先して行っていただくものとされています。

具体的には、

- 働ける能力のある人は、その能力に応じて精一杯働く。
- 活用できる資産は生活費に使う（不動産、現金、預貯金、有価証券、保険の解約返戻金など）。なお、居住している家屋を保有したまま保護を受けられることがあります。
- 年金や手当など他の法律や制度によって、保障・援助を受けられる場合は、それらを利用する。

このようにしても最低限度の生活を営めない場合に、その不足した部分について生活保護を受けることができます。なお、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、特別な事情がある場合は、扶養義務調査は必須ではありませんので、ご相談ください。

【申請手続】

生活保護を受けようとする人は、住んでいるところの福祉事務所へ申請します。能美市の場合は能美市役所福祉課内にあります。

申請ができるのは本人と扶養義務者などです。

申請すると福祉事務所の職員が訪ねて、生活保護要件に該当するかを調査し、14日以内に決定して通知します。ただし、調査等に日数を要した場合は決定が遅れる場合があります（30日以内）。

【保護の種類】

生活保護には次の8種類の扶助があります。

生活扶助	衣食費、その他日常生活費の扶助
教育扶助	学用品、副読本、給食費などの扶助
住宅扶助	家賃、地代、部屋代などの扶助
医療扶助	病気の治療に要する費用の扶助
介護扶助	介護サービスに要する費用の扶助
出産扶助	お産に要する費用の扶助
生業扶助	小規模の事業を始める資金や技術を覚えるための費用の扶助、新しく勤めにでられるときの費用の扶助、高校就学費用の扶助
葬祭扶助	葬祭の費用に対する扶助

【保護費の額】

国が定めた最低生活費と世帯の収入を比べて、収入のほうが少ない場合に、その不足している分が保護費として支給されます（収入が最低生活費よりも多い場合は、保護を受けることはできません）。最低生活費は、世帯員の数、年齢などによって決められています。なお、収入とは、働いて得た収入はもちろん、年金、仕送り、保険金、臨時収入など世帯員すべての収入のことです。

2 生活困窮者自立相談支援事業

①自立相談支援事業・家計改善支援事業

失業や仕事の減少による困窮、日常的な金銭管理や住まいに関する課題等、個々の状況に応じて専門の支援員が支援計画を作成し、自立に向けた支援を行います。

②就労準備支援事業

就労に必要な知識・技能が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者の方に、就労に向けた準備支援を実施します。

- ・生活自立支援（生活習慣の改善、健康面のサポート）
- ・社会自立支援（対人コミュニケーション支援、グループワーク、ボランティア活動等）
- ・就労自立支援（就労体験、就労マナー習得や求職活動支援等）

③住居確保給付金の支給

- ・離職により住居を喪失するおそれのある人、または喪失した人に対し、就職に向けた活動をするなどを条件として、有期で家賃相当額（能美市基準額）や家計改善のために転居が必要な場合にかかる転居費用を支給します。収入、資産などに関して、一定の要件を満たしている方が対象です。該当可否など詳しいことはお問い合わせください。

④こどもの学び支援事業

- ・教育委員会において取り組まれている「NOMIフォローアップ」事業と一部連携し、生活困窮者世帯に総合的な支援対応を図り、学習意欲・基礎的な学力の向上をはじめ生活全般の諸問題の調整や解決を目指します。

①の事業、②③の初回相談については、能美市社会福祉協議会に委託して行っています。
（相談窓口は、くらしサポートセンターのみ）（TEL0761-58-6603）

3 ひきこもり支援ステーション事業

ひきこもり状態にある人やその家族等への支援や社会参加の促進を図ります。

①相談支援事業

各地区あんしん相談センターにてひきこもりに関する相談を受け付けます。

②居場所づくり事業

ひきこもり状態にある人の居場所を提供します。

③当事者会・家族会開催事業

ひきこもりの当事者同士、家族同士が集まり、経験や悩みを共有し、不安を解消できるように、当事者会・家族会を開催します。また、当事者・家族向けの講演会等も開催します。

④住民向け講演会・研修会開催事業

市民向けの講演会等を開催します。また、ひきこもり支援に関する情報提供や周知啓発を行います。

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして、必要な支援が届いていない人へ、アウトリーチ支援員を1人配置し、家族又は本人等の相談や訪問を行います。
 - ・毎月「ひきこもり相談会（予約制）」を開催し、家族等の相談を行います。
- ひきこもり相談会については、いきいき共生課にお問い合わせください。

5 社会参加サポート事業

- ・長期にわたりひきこもりの状態等にある人に対し、生活困窮者自立相談支援事業の②就労準備支援事業と同様の支援を実施します。

問い合わせ

福祉課・福祉事務所

（能美市役所1階）

☎58-2230

FAX 58-2294

問い合わせ・申請

いきいき共生課

（能美市役所2階）

☎58-2233

FAX 58-2292

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会

くらしサポートセンターのみ

（能美市ふれあいプラザ2階）

☎58-6603

FAX 58-6733

問い合わせ

いきいき共生課

（能美市役所2階）

☎58-2233

FAX 58-2292

相談

根上あんしん相談センター

（白寿会館1階）

☎55-5626

FAX 55-5627

相談

寺井あんしん相談センター

（能美市ふれあいプラザ2階）

☎58-6117

FAX 58-6733

相談

辰口あんしん相談センター

（G-Hills内）

☎51-7771

FAX 51-7783

問い合わせ

市社会福祉協議会
くらしサポートセンターのみ
(能美市ふれあいプラザ2階)

☎58-6603

☎58-6733

問い合わせ

福祉課

(能美市役所1階)

☎58-2230

☎58-2294

6 権利擁護推進事業

認知機能の低下、知的障害、精神障害、発達障害その他の精神上の障害により物事を判断する能力が十分でない方の成年後見制度の利用を促進します。

- 【主な役割】 ● 成年後見制度の周知(出前講座の開催など)
● 相談支援:成年後見制度等利用に関する相談
● 後見人の候補者調整・支援

7 無料・低額診療事業

経済的な理由によって、必要な医療や福祉サービスを受ける機会が制限されることのないように、社会福祉法第2条第3項に基づき、無料または低額な負担で診療やサービスの利用ができる制度です。能美市内では寺井病院が実施しています。

【内 容】

①診療費や利用料の減免

経済的な理由で医療や福祉サービスを受けられない人などに対し、無料または低額な料金で提供します。

寺井病院の場合は、世帯の生活費が生活保護基準の150%以下の人を対象としていて、全額減免、1/2減免を行っています。

②無料健康・生活相談の実施

③福祉専門職員の配置

医療ソーシャルワーカーなどが、福祉の視点から医療上、生活上の様々な相談に応じます。

【対 象 者】

医療機関ごとに対象となる基準や運用が決められています。非課税世帯など医療費の支払いが困難な低所得者であることが条件となっています。

次のような世帯の人が見込まれます。

①住民税非課税世帯の人

②就学援助制度を利用している世帯の人

③所得認定し、基準に該当すると判断された人

*利用に際しては、他の社会保障制度の活用を優先としています。

*生活が安定するまでの一定期間の対応となります。

*県内では13ヶ所の医療機関が実施。(寺井病院含む)

○石川県済生会金沢病院、金沢聖霊総合病院、上荒屋クリニック、健生クリニック、城北クリニック、城北診療所、城北病院、城北歯科、ときわ病院、小松みなみ診療所、輪島診療所、羽咋診療所

【相談方法・相談先】

医療ソーシャルワーカーが相談をお聴きします。利用に際して、収入状況が確認できる関係資料が必要な場合もあります。

寺井病院・手取の里 介護総合相談センター

〒923-1121 能美市寺井町ウ84 TEL 0761-58-5083 <http://terai-hospital.jp>

② 能美市がん患者補正具等購入費助成事業

がん治療に取り組んでいる患者の療養生活の質の向上、就労等の社会参加を支援するため、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費用の一部を助成します。

【対 象 者】

申請日において能美市に住所があり、がん治療に伴う脱毛や乳房切除により補正具を購入した人

【対象となる補正具・助成額】

補正具の種類		助成額	上限額	申請回数
医療用ウィッグ	頭皮保護用ネットを含む	購入費用の2分の1 (1,000円未満切り捨て)	30,000円	1回限り
乳房補正具(右)	補正パット等を固定する		20,000円	年1回
乳房補正具(左)	下着を含む		20,000円	年1回

※他の助成等を受けた場合、購入費からその額を除いた額の2分の1を助成対象とします。

【申請方法】

次の書類を、補正具を購入した日から1年以内に福祉課までご提出ください。

- ・能美市がん患者補正具等購入費助成金申請書兼請求書
- ・がん治療を受けている、または受けたことがわかる書類（治療や手術に関する説明書、治療方針計画書等）
- ・補正具の購入費がわかる領収書（購入者氏名、金額、補正具の名称、購入日、領収印があるもの）
- ・他の助成を受けている場合、その助成額がわかる書類
- ・振込先の口座の情報が分かる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し

③ 民生委員・児童委員**■民生委員とは**

民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱されています。一定の区域を担当し、地域で生活上の問題、家族の問題、高齢者・障がい者・児童の福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行っています。

【具体的な活動】

- ひとりぐらしや寝たきりの高齢者への声かけ・安否確認などの見守りをしています。
- 個々に応じた福祉サービスが受けられるよう情報提供をしたり、関係行政機関へ連絡しています。
- 行政機関が証明すること以外のものについて、調査可能な事実関係に限り、調査書・意見書を発行します。
- ボランティアグループなどと連絡を取り、地域福祉活動の輪を広げています。
- 生活基盤の不安定な低所得者世帯の方などが、自立を支援するための各種資金の貸付の情報提供を行っています。

■児童委員とは

民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童健全育成のため主任児童委員と協力し、地域活動を行っています。

【具体的な活動】

- 支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、情報提供、その他の支援や助言を行っています。
- 地域の関係機関、団体及び社会福祉施設等の関係者との連携や協力を行っています。
- 子どもの健やかな育成のための地域活動の推進や住民の地域活動への参加促進を図っています。

■主任児童委員とは

民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生委員・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を行っています。

【具体的な活動】

- いじめ、不登校、児童虐待の早期発見及び問題解決に向けて、児童相談所や児童福祉関係機関との連携を図っています。
- 児童委員から連絡があった場合、児童委員に必要な援助、協力を行います。
- 児童委員と連絡を取りながら、問題を抱える児童および家庭への援助を行います。

民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務がありますので、秘密は固く守ります。

何かお困りなことがありましたら、民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員をお知りになりたいときは、いきいき共生課（地域福祉担当）、または能美市社会福祉協議会へお問い合わせください。

問い合わせ

いきいき共生課
（能美市役所2階）

☎58-2233
FAX 58-2292

問い合わせ

市社会福祉協議会
（能美市ふれあいプラザ2階）

☎58-6200
FAX 58-6250

問い合わせ

(公社)能美市シルバー
人材センター
☎58-4060

参考(令和6年度)

会員数	418名
受託件数	2,011件
就業延日人員	35,787人
契約金額	184,955千円

④ 高齢者の就労(シルバー人材センター)

シルバー人材センターは、企業やご家庭、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受けて、会員の方々に仕事を提供しています。高齢者の方々が働くことを通して健康で生きがいを感じて暮らしていけるよう、活力ある地域社会づくりに貢献しています。これからの団塊世代の高齢化が進むなか、元気な高齢者が、多様なまちづくりの分野で豊かな知識と経験を活かすことができる場の創出に努めます。これらのことに関する相談については、

■(公社)能美市シルバー人材センター

(TEL58-4060 E-mail : nomi@sjc.ne.jp)へ連絡してください。

【会員を希望される方は】

- おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人
- シルバー人材センターの趣旨に賛同した人
- 入会説明を受け、入会申込書を提出した人
- 定められた会費(年会費1,000円と会員互助会費[年1,000円])を納付した人

【会員がシルバー人材センターで働く場合は】

- 会員は「自主・自立、協働・共助」の理念のもとに、自分の体力・能力、希望に応じて働くことができます。
- 会員は、シルバー人材センターから、請負又は委任の形式により仕事を引き受けます。
- 会員は、公平な就業機会を得るために、通常、ローテーションにより就業します。
- 会員は、引き受けた仕事を完成又は遂行しその仕事の内容によって配分金を受け取ります。
- 就業中で万一けがなどをされた場合は、シルバー団体傷害保険で対応します。

【主な仕事内容】

草むしり・草刈り、庭木剪定・殺虫消毒、障子・襖張り、会社などでの軽作業、家事手伝いなど

【連絡先】

寺井町る68番地1 TEL58-4060